
令和 5 年 第 4 回（定例）日 南 町 議 会 会 議 録（第 2 日）

令和 5 年 6 月 9 日（金曜日）

議事日程（第 2 号）

令和 5 年 6 月 9 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 令和 4 年度日南町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 議案第 49 号 日南町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 50 号 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 51 号 令和 5 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 令和 5 年請願第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願
- 日程第 7 令和 5 年請願第 3 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願
- 日程第 8 令和 5 年陳情第 5 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第 9 令和 5 年陳情第 6 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 令和 4 年度日南町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 議案第 49 号 日南町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 50 号 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 51 号 令和 5 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 令和 5 年請願第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願
- 日程第 7 令和 5 年請願第 3 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願
- 日程第 8 令和 5 年陳情第 5 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第 9 令和 5 年陳情第 6 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
-

出席議員（9 名）

2 番 高 橋 洋 志君	3 番 荒 木 博君
4 番 荒 金 敏 江君	5 番 岡 本 健 三君

6 番 岩 崎 昭 男君
8 番 櫃 田 洋 一君
10番 山 本 芳 昭君

7 番 大 西 保君
9 番 近 藤 仁 志君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 浅 田 雅 史君 書記 花 倉 順 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中 村 英 明君	副町長	角 井 学君
教育長	青 戸 晶 彦君	総務課長	實 延 太 郎君
地域づくり推進課長	島 山 圭 介君	建設課長	渡 邊 輝 紀君
住民課長	高 柴 博 昭君	農林課長	坂 本 文 彦君
福祉保健課長	出 口 真 理君	教育次長	段 塚 直 哉君
教育課長	三 上 浩 樹君	会計管理者	長 崎 み よ君
農業委員会事務局長	高 橋 裕 次君	病院事業管理者	福 家 寿 樹君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。ただいまの出席は 9 名です。定足数に達していますので、令和 5 年第 4 回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程ファイルのとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山本 芳昭君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

タブレットの一般質問答弁要旨ファイルをお開きください。

7 ページ、5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 日本共産党の岡本健三です。6 月定例会の一般質問を始めます。

昨日、参議院の法務委員会で、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の賛成多数により、入管法改定案が強行採決されました。この法案は、スリランカ人のウィシュマ・サンダマリさんなど、多くの方を死に追いやった入管制度をさらに悪化させるもので、法案の採決は多くの方の命を危険にさらしています。この法案のほかにも、現在の

保険証を廃止し、トラブルが多発しているマイナンバーカードを強要する改定マイナンバー法案や、国内軍需産業を財政的に支援する軍需産業支援法案など、様々な悪法がこの国会で次々可決されています。この流れに良識をもってあらがうことを訴えまして、冒頭の挨拶とします。

それでは、質問に移ります。今回は、大きく6つのテーマについてお聞きします。1つ目に、日南病院の再任用訴訟のその後について、2つ目に、物価高騰対策について、3つ目に、にちなん十色の延長保育について、4つ目に、マイナンバーカード保険証について、5つ目に、インボイスについて、そして6つ目に、佐木谷の養豚場についてお聞きします。

まず、1つ目の日南病院の再任用訴訟のその後についてお聞きします。去る3月29日、広島高等裁判所松江支部で言い渡された判決は、一審の鳥取地方裁判所米子支部の判決を変更し、日南病院の逆転敗訴となりました。その後、町は最高裁へ上告しないことを決め、高裁の判決が確定しました。その後、裁判の相手側である元職員への謝罪などされたのでしょうか。その後の対応をお聞きします。

また、高裁の判決は、職員が再任用を希望すれば、病院側は再任用しなければならないということを述べたものでしたが、今後の職員の再任用に対する病院側の考え方をお聞きします。

2つ目に、物価高騰対策についてお聞きします。町は、今期定例会に上程した補正予算でチャレンジ企業支援補助金に省エネへの機器更新に関する補助メニューを創設するとしています。具体的にどのような内容で補助を行うのでしょうか、お聞きします。

また、6月から中国電力がこれまでの値上げに加え、電気代を26%を値上げします。燃油、肥料などの価格も依然として高騰しています。事業者に対して、値上げ分を直接支援してはいかがでしょうか。さらに、事業者以外の住民の方たちも様々な物価の高騰に苦しんでおられます。上下水道料金の値下げや、たったもカードのスペシャルポイントの付与など、個人向けの支援をもっと手厚くしてはいかがでしょうか。

3つ目に、にちなん十色の延長保育についてお聞きします。こども園で行った保護者へのアンケートで、開園時間が職場の就業時間に合っていないとの回答が4分の1を占めているという結果が出ました。また、私たちが2月に行った住民アンケートでも、延長保育を求める切実な声が寄せられています。延長保育を実施する考えはあるでしょうか。また、延長保育を実施するとして、にちなん十色の職員の体制に不安はないでしょうか。正職員を増やす必要はないか、お聞きします。

4つ目に、マイナンバーカード保険証についてお聞きします。まず、5月末現在の日南町のマイナンバーカード取得率と、日南病院での保険証としての使用件数をお聞きします。マイナンバーカード保険証については、他人の医療情報がひもづけられていたり、オンライン資格確認ができないなど、重大なトラブルが全国で報告されています。このような中、マイナンバーカード保険証を住民の方に安心して使ってもらえると言えるで

しょうか。さらに、国会では来年の秋から紙の保険証を廃止する法律が成立しましたが、その場合、あかねの郷などで入居者の方のマイナンバーカードとパスワードを預かるのでしょうか。職員の方に必要以上の責任を負わせることにならないでしょうか。

5つ目に、インボイスについてお聞きします。町の一般会計、特別会計、事業会計から課税仕入れを行う事業者があるでしょうか。町はインボイス制度に対応しているか、お聞きします。また、町が事業者へ何か物品など、あるいは工事などを発注する場合、インボイス登録をしていなくても取引から排除されることはないでしょうか。さらに、道の駅などの施設で、町内の事業者、これは個人の農家の方を含む事業者ということですが、その品物を販売する場合、インボイス登録していない事業者の方の品物も販売できるのででしょうか。販売する場合は、施設側が消費税を全て負担するのででしょうか。

6つ目に、最後になりますが、佐木谷の養豚場についてお聞きします。新しい事業者が養豚場を再開するとして、地元住民の方たちの合意を取り付けて協約書を締結できる見込みはあるのでしょうか。また、新しい事業者のファロスファーム株式会社の汚水処理技術について、町は十分な情報を持っておられますか。例えば西伯農場、名和農場などでの汚水処理方法について、町は十分に把握されているのでしょうか、お聞きします。

以上で最初の質問は終わります。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 岡本健三議員の御質問にお答えしますが、3点目に当たりますにちなん十色の延長保育の件につきましては、この後、教育長のほうから答弁をいたします。

最初に、日南病院の再任用訴訟のその後についてということで、高裁で病院側の敗訴が確定した元職員への謝罪など、その後の対応を問うという御質問でございます。判決は控訴人の求めに対し、高等裁判所が認めた損害額及び訴訟費用等の一部に対してのみ被控訴人に支払いを命じ、控訴人のその余の請求は棄却されました。判決に従い、5月16日に控訴人訴訟費用代理人弁護士へ賠償金及び請求のあった訴訟費用の一部について、264万4,262円の支払いを行い、本案の対応は終了いたしました。御質問の謝罪というお話ですけれども、行っておりません。

2つ目ですが、今後、職員の再任用について、病院としてどのような対応を取るのかという御質問です。令和2年度以降に定年退職となった職員に対しては、事前に定年後の雇用についての調査や面談を実施し、希望どおりの雇用を行っておりますし、今後も条例に準拠した運用を行うこととしております。

続きまして、物価高騰に対してということのチャレンジ企業支援補助金に省エネの機器の更新に関する補助メニューを創設することだが、具体的にどのような内容で補助されるのかという御質問の内容でございました。

今定例会に補正予算のほうで計上させていただいておりますが、日南町チャレンジ企

業支援補助金の新たなメニューとして、エネルギー価格高騰支援事業を新設するものでございます。補助対象の経費ですが、現在事業所で使われております機器の更新の費用や、あるいは新設・改修に要する経費であり、例えば例題ですが、エアコンだとか照明器具、あるいはIT機器等、資源エネルギー庁で定められておりますエネルギー消費機器を対象とすることを考えております。また、補助率ですが、補助対象経費の2分の1、補助の上限額につきましては100万円としております。

次に、これまでの値上げに加え、6月から中国電力が電気代26.1%値上げをする。また、燃料、肥料などの価格も依然として高騰している。事業者に対して値上げ分を直接の支援をしてはどうかという御質問であります。中小企業に対しましては、県の6月補正予算におきまして、国の支援制度の対象外となっております電気代等高騰への支援、あるいは燃料費の高騰の影響を強く受けるクリーニング業者への支援が盛り込まれている予定であります。また、町におきましては、さきの省エネ設備等への支援を考えておるところでございまして、今後については、状況を見極めながら、必要な支援策を効果的なタイミングで実施できるよう検討を進めてまいります。

次に、事業者以外の住民も様々な物価の高騰に苦しんでいる。上下水道料金の値下げやたったもカードのスペシャルポイントの付与など、個人向けの支援をもっと手厚くしてはどうかという御質問でございまして。県の6月補正で、個人・事業者を対象としたLPガスの料金高騰対策支援の予算が盛り込まれているほか、町でもたったもカードのチャージ5倍デーについて、今年度、月1回で計画していたものを、7月から2月までの8か月間は月に2回とする追加予算を今定例会のほうで予算の計上をさせていただいておるところでございまして。引き続き目まぐるしく変化する社会情勢をしっかりと見極めながら、必要な時期に必要な支援策を講じていきたいというふうに考えております。

続きまして、マイナンバーカード保険証についてということで、日南町のマイナンバーカード取得率と日南病院での保険証としての使用件数という御質問でございまして。5月末の時点でございまして、日南町のマイナンバーカードの取得率は76.4%であります。また、日南病院での保険証としてのマイナンバーカードの使用件数ですが、4月、5月合わせて、延べ32人でございまして。

次に、マイナンバーカード保険証を住民に安心して使ってもらえると言えるかという質問でございまして、マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する基盤であり、マイナンバーカードは确实・安全に本人確認あるいは本人認証ができるデジタル社会のパスポートでございまして。このような中、マイナンバーカードを活用した証明書交付サービスにおける誤った交付、マイナンバーカードと健康保険証や公金受け取り口座のひもづけにおける誤登録といった事案が発生しております。こうした事案が重なれば、国民のマイナンバー制度への信頼を損ないかねないというふうに危惧しております。マイナンバー制度はデジタル社会の推進に欠かせないものと考えており、国はチェック体制を整えるとともに、誤った情報ひもづけ防止を担保

する制度の構築など、マイナンバーカードの安全、安定的な運用が図られるよう取り組むべきと考えております。

次に、紙の保険証が廃止された場合、あかねの郷などで入居者のマイナンバーカードとパスワードを預かるのか、職員に過度な責任を負わせることにならないのかという御質問でございますが、マイナンバーカードの利用促進策を盛り込んだ改正関連法が6月2日の参議院本会議で成立し、来年の秋から現行の保険証を廃止し、カードと一体化したマイナ保険証に切り替わることになります。このことから、紙の保険証の管理とは異なり、負担が増大するものと推測しますが、個人情報の取扱いも含め、現場業務がどのようになるかなど、現時点での詳細は不明であります。今後、国の動向を注視しつつ、現場負担の増大等を招かないよう、全国知事会や町村会を通して、国に必要な働きかけを行っていく必要があるというふうに考えております。

続いて、インボイスについて、課税仕入れを行う事業者があるかという御質問であります。簡易水道事業だとか、下水道事業、再生可能エネルギーの発電事業及び一般会計など、課税仕入れを行う事業者がありますので、本年の10月開始に向けて準備を進めておるところでございます。具体的な準備としましては、インボイスの事業者登録、既に登録済みですが、インボイスに対応する領収書の発行などでございます。

次に、町が事業者へ発注する場合、インボイス登録をしていなくても取引から排除されることはないかという御質問でございますが、国から消費税の課税事業者に登録しなくても入札等の取引から排除しないよう通知が行われておりますので、排除することはありません。

次に、道の駅など、施設で町内の事業者の品物を販売する場合、インボイス登録していない事業者の品物も販売できるのか、その場合、施設側が消費税を全て負担するのかという御質問でございます。まず、本町の道の駅では、指定管理者は出荷者協から品物を買取するのではなく、委託を受けて販売を行っているため、インボイス登録の有無に関係なく事業者の品物は販売できます。

次に、道の駅での施設側の消費税負担については、委託販売のため、仕入れに係る消費税は発生をせず、出荷者業の品物に係る施設側の消費税の負担はありません。

続きまして、佐木谷の養豚場について、協約書を締結できる見込みがあるのかという御質問ですが、住民と事業者との協約締結に向けて、事業者に対する必要な働きや調整を行っていきたいというふうに考えております。

次に、新しい事業者の汚水処理技術についてという御質問です。県内2つある農場のうち、西伯農場については汚水処理施設がないため、ふん尿は名和の農場のほうへ運搬し、処理されております。また、名和農場につきましては、バイオマスのメタン発酵施設で処理されております。加えて、日南農場につきましては、詳細は検討中であり、最新の浄化設備を設置するという事でお聞きしております。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきますが、3点目のにちな

ん十色の延長保育につきましては、教育長のほうから答弁いたします。以上であります。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 岡本健三議員の御質問にお答えいたします。にちなん十色の延長保育について、①保護者から延長保育を求める声が寄せられているが、延長保育を実施する考えがあるかとの御質問ですが、かねてより保育時間の延長を希望する声があることは承知しております。増原前町長の在職時にも、こうした要望があり、当時は、子供の養育は保護者に第一義的責任があるということからも、子供の負担につながりかねない保育時間の延長ではなく、事業者に対し、保護者の勤務時間等への配慮を求めるという判断がありました。現在、社会全体で子育てを支えることの必要性が叫ばれておる中で、各事業者も様々な子育て支援を検討、実施しておられる状況ではありますが、実際には業種等によって保育時間の延長の必要性が大きい御家庭も存在していると言えると思っております。

教育委員会としては、こうしたニーズに対して、何とかお応えしたいと考え、現在、保育時間の延長のための実施体制等を検討しておるところです。保育時間については、現在10時間20分です。今年度中に保育の標準時間の最大値である11時間に延長できるようにしたいと考えております。ただし、保育時間の延長やその利用に当たっては、保護者や園職員に子供の最善の利益は何であるかということも改めて考えていただき、その上で実施したいというふうに思います。

次に、延長保育を実施するに当たり、にちなん十色の職員の体制に不安はないか、正職員を増やす必要はないかという御質問ですが、今年度中の実施を目指しておりますので、現在の職員体制で実施できるよう勤務シフトを検討しております。もちろん、職員数が多ければその分一人一人の職員の負担軽減や保育の充実につながりますが、長期的な人材確保も必要と考えております。正職員及び会計年度任用職員は、今年度も募集しております。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 再質問については、都合により、6番目の佐木谷の養豚場についてからお聞きしたいと思います。

まず、私がある方からお聞きしたところによりますと、来週月曜日からファロスファームさんが養豚場の建物の解体を始めるというようなことなんですけれども、これは事実なんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先日、その報告を受けましたので、6月12日から解体をするということで報告をしたいというふうに思っております。全員協議会のほうでは、解体の時期を6月中頃ということで、その当時の情報とすれば、そういう報告を受けており

ますので、皆さん方にも報告をさせていただいているというふうに思っておりますが、具体的な開始時期は6月12日ということで先日前伺いをしたところであります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 昨日の同僚議員の一般質問の答弁で、県の盛土条例ですとか、町の民間企業土地開発審議会条例というものについて、住民の方の同意が必要なのかどうか、あるいはその条例が該当するのか、養豚場に該当するのかどうかということはまだ検討している途中だということだったんですが、検討中でこれを、解体を始めるということは、どういうことなんでしょうか。住民の方はそれで同意は取れているんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 建屋については、雪害的なところの中で被害があったということで、それが面積的にも多くて、当初の計画からいくと改修しながら再利用という案もお持ちだったというふうに思っておりますが、その被害が大きいので解体をしたいということで、これからの運営の中で、そういうお考えに達したということでお聞きをしております。また、それ以後についての在り方については、現在計画を樹立中ということでもあります。ですから、解体ということにつきましては、基本的には業者の皆さんの方向性の中の一つだというふうに認識しておりますので、地元の同意っていうところの有無っていうのは基本的には必要ないのではないかなというふうな判断を私どもは持っておりますが、ただ、そういう考え方、整地っていうか、そういうことになれば別の話だというふうに思っておりますので、既存の建物ということの解体ということは問題ないというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 問題ないとおっしゃいますが、まだ、今後どういうふうなことになるか、今後、建物を造るとき、その前に造成をするんですかね。その場合に住民の方の同意が必要かどうかということもまだ分かってないんで、もし、そこで同意が必要ということになって、地元に関したら同意できませんということになったら、それは途中でやりかけたものをやめるといって、そういうことになるんでしょうか。もう始めてしまって、何だか既成事実をつくってしまって、住民の方を無視して進めてしまおうというふうにも見えるんですけれども、どういうお考えなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、次の造成だとか建築っていう話になると、必要な届出なり許可が要るっていうふうに思っておりますので、その段階では当然、どういましょうか、法令に沿った形で内容を実施していただくっていうことになるというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 法令のことをおっしゃいますけれども、もちろん法令を

守るということは、当然、事業者にしても町にしても、もちろん住民の方にしても、それはしなきゃいけないわけなんですけれども、それは言わば最低限のところですよ。それをやらなかったら、何ていうか、それは捕まってしまうというか、違法行為になってしまうので、そんなことを町も事業者もできるわけではないんですけれども、ただ、御理解いただいているとは思いますが、今、私が申し上げているのは、住民の方との信頼関係が損なわれるのではないですか。そこは法令以上のことをしていかないと、今、恐らく住民の主要な方となかなかコンタクトが取りづらい状態になってるんじゃないか、話もできない状態になってるんじゃないかと思いますけれども、それを最終的には協約書を結ぶ、住民の方の同意もいただくというようなことまで持っていかなきゃいけないわけですよ。そのことに対する、信頼を得るということに対して、このやり方で問題ないとお考えですか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 住民の皆さんとの、確認であったり、あるいは同意っていう行為、事業推進するに当たっての住民の皆さんの声を聞いて、しっかり同意を得て推進するというのは当然のことだというふうに思っておりますので、ですから、こういった解体をし、新しく建屋を建てる、全てを新しくしますっていうところの報告につきましては、地元の皆さんにもお伝えしてるっていうふうに思ってますので、そういったところで、これからも地域の皆さんとは話を、どういいますか、お互いの情報共有をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 報告っていうことですが、いつ、どのような形で報告されたのか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 解体についてのことでよろしいでしょうか。まず、解体については、5 月 2 日の訪問のときに、分かった事柄について、5 月 2 日の全協で6 月中に解体する旨、全協のほうでお知らせしております。もちろん、その前日には陳情者の方には御連絡その旨しております。6 月 1 2 日の解体につきましては、一昨日、事業者のほうから連絡がありましたので、それを受けて、陳情者の方に電話連絡を行わせていただきました。

昨日の大西議員の答弁というか、その中では触れておりませんでした、それは町としての取組に対する質問に対する回答ということで、私どもとしてはそういう答弁をさせていただいたんですが、その部分でもやはり現状の状況というものについて触れておくべきだと、御報告しておくべきだというふうな形では反省しております。

また、大西議員の町長答弁でも御説明しましたが、住民の方との信頼関係つくっていく、それは当然のこととございまして、そのように取り組んでいきたいと思ひますし、町と住民の皆様との情報共有、情報交換の場というのを持たせていただきたい、それを

立ち上げるということも昨日の答弁の中で申し上げさせていただいておりましたので、早急に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 情報共有の場を持たせていただきたいというのは結構なことなんですけれども、ただ、それに住民の方に応じていただくには、ちゃんと町のほうも事業者の方のほうも誠意ある対応をしていただかないと、とても参加していただけたとは私は思えません。この 1 2 日からの解体のことについても、昨日答弁されなかったということで、私はてっきり町長が最初の答弁でそのことについて触れてくださるのかと思ったんですけれども、そのときもなくて、ちょっと意識というのを疑わざるを得ないというような状況ですね。住民の方も町は何を考えているんだろうかというふうに思わざるを得ないんじゃないでしょうか、こういう対応だと。その辺を、ちょっと反省しているということで副町長おっしゃいましたけれども、ここはまず猛烈に反省していただきたいということです。

それと、先日の全協で、副町長が契約の譲渡について、事業者間の問題なので、町が介入することはできないと、介入して裁判に訴えられたら大変なことになるというような趣旨の御答弁があったと思うんですが、それよりも住民の方との関係というのをもっとちゃんと考えてほしい。というのは、従来結ばれていました協約書には、事業譲渡するときには、ちゃんと地元と協議するという項目が含まれていたもので、むしろ地元と協議をしっかりせずに、事業者間だけでそれを進めるということは、今度は、何ていうんですかね、住民の方が訴えるかどうかは住民の方の御意向によりますけれども、むしろ、非常にそのことのほうが不誠実だと思うんですけれども、副町長、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 住民の皆様との関係をつくっていくことを優先すべき、まさにそのとおりだと思ってますし、5 月の全協のときも住民に寄り添った対応をしてまいりますという旨も発言をさせてもらっております。その上で、その契約云々の話でございしますが、今現在の状況からすれば、もう契約は有効に成立しておるんです。ですので、過去のことを契約のことについて触れられていただいても、正直、行政として、その部分に介入するという手段が何かあれば別でしょうけれども、その部分に関わっていくということがなかなかできないというふうに思っております。その部分でそういう発言のほうをさせていただいたんですが、その上でも、やはり住民の方について何かこれからできることはないかということで、前向きにそういった場の中で、ファロスファームという事業者を見極めていくための話合いというものを進めていきたいという、その思いを申し上げたものでございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 介入する手段がないというふうにおっしゃいましたが、それはもうかねてから、住民の方は介入の方法ははっきりと示しておられるわけですよ

ね、陳情で。土地を買ってくれと。それは別に法律違反のことでも何でもなくて、交渉して、町が改めて契約すれば、土地の購入ということはできるわけですね。それを十分にしないで、話を蒸し返すようですけども、それを十分にせず、住民の方からの介入の手段の提案、それで、構成が変わってしまいましたけども、議会でも一旦はその陳情は採択されたわけです。そうやってしっかり介入の手段まで地元から示されているのに、それを十分に対応せずにいると。その部分が今、住民の方との、何ていうんですかね、信頼関係を損ねている、直近ですけど、実際にはもう半世紀にわたって、信頼を損ねてきているわけですが、直近の問題としては、そこがあるんじゃないんですか、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その件につきましては、いろいろおっしゃられましたけど、最終的には私の判断で、土地の購入は行いませんということを表明させていただきました。その内容についても、経過についても、地元の皆さんには報告をさせていただいて、意見交換をさせてもらった場があったというふうに思っておりますので、ですから、今後はこれからの在り方についてしっかり詰めていくということが大事であるというふうに思ってますし、当然、その中には地元という視点は排除するものではなくて、一緒になってするというふうな考え方を持っておりますので、そういった経過があるのは事実ですけども、現時点でこれからの在り方についてしっかり議論していく必要性があるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 議論するための前提条件が信頼関係ですね、それができてないと思うので、こういう質問をさせてもらっているんですね。あまり先に進まないで、ここばかりやっていると、ちょっとやめますけども。

技術的なことについてお聞きしますが、ちょっと話題を替えてですね。養豚場のことなんですけれども、まず1つは、今ファロスファームさんがどんな方法で汚水処理をされるか分かりませんが、従来のように浄化設備を設けて排水を川へ流すような方法をする場合には、汚水を薄めるために井戸水をやはり使うことになるのではないかと思いますけれども、この井戸水の採取について、法律ですとか、県の条例などで規制されるのがないのかどうかということをまず確認します。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現時点での情報によりますと、最新の浄化設備を設置するという内容しか確認ができてませんし、また、会社のほうも、その辺の井戸水を利用するかどうかっていう話の内容についてはこれからの内容だろうというふうに思っておりますので、現時点ではちょっとその辺は御質問に対するお答えができないというふうに思っていますが、会社とすれば、先ほど申し上げた考え方の中で、これから具体的な計画、検討をされていくというふうに認識しております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 重要なところなので、事業者側にも確認を取って、県だとかにも確認を取って、どのぐらいの井戸水を使う可能性があるのか、それはどうなのかということは確認しておいたほうがいいのではないかと思います。

それと、もう一つ、排水、西伯農場では排水を出してない、そもそも出してない、名和農場でも恐らく出してないんでしょうけれども、ということだったんですが、もし排水を出す場合に、排水が流れ込む銭神山側の水利権の問題ですね、別に、川から水を取ってるわけではないので、ファロスファームさん自身が水利権を得る必要はないんだと思うんですが、ただ、養豚場ができる前からずっと下流の方は水稻の栽培をされていたわけで、当然、その方たちは水利権を持ってるわけです。もし、水稻の栽培に影響が出るような排水を出せば、もしというか、今までそれを出してきたわけですが、昨日の同僚議員のお話にもありましたけれども、そういうことになれば、水利権を侵害しているということにはなるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御質問の内容は水利権の侵害の有無かという話の内容だというふうにお聞きしましたが、ちょっとその辺につきましては、私どもとして、今即答できるような情報を持っておりませんので、ただ、いずれにしても、そういった内容も含めて、県にも確認をしながらということだろうというふうに思っていますので、その辺の内容を網羅した形で、県であるとか、あるいは会社の皆さんとの整合性を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） ぜひその辺のところもしっかり調べて、県とも協議していただきたいんですけども、いずれにしても、地元の方の気持ちとしては、もともと御自分が持たれてた水利権を侵害されたというふうに感じられても無理ないというふうに私は思います。もともとちゃんと栽培できたものができなくなったわけですから。ですんで、何が言いたいかというと、結局、協約書に地元の方が入って、しっかりと事業者、町も含めて、三者の間で協約書を結ぶということは、そういう意味合いでも合理的なことなんです。それは絶対やらなきゃいけないことなんです。だから、ここで解体はもう始まるという、それは止められないのかもしれませんが、協約書が地元の方も含めて締結されない限り、養豚場の再開はしないし、土地造成にも着手しないということをここで明言していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） いずれにしても、造成も含めてですが、当然、法的な内容もそうですし、進捗の在り方については、しっかりと地元の皆さんとは、会社からしっかり情報を得て、地元への報告も含めて、意見交換の場を設定していく予定にしておりますので、県も含めて、会社も含めて、いろんな情報共有しながら、そして、それを地元の

皆さんにもお伝えしながらという考え方でこれからも進めていきたいというふうに思っております。その中で様々なことが生まれてくるかもしれませんが、しっかりとしたその辺の仲立は行政としてもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 問われているのは、報告するかどうかではないんですよ。同意をきちんとした形で得るかどうかということなんですけれども、どうですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その中には、法的な内容にも地元同意というところの内容も当然あるというふうに認識しておりますので、そういったことも含めて、納得した形の中で、事業推進ができるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 納得した形というのは、もう協約書に署名をもらうという、それしかないと思います。ぜひ、それが無い限りはもう工事は進めないでいただきたいと思います。

それから、長くなってしまうんですけど、後半についてもちょっとだけお聞きしますが、西伯でバイオマスの発電ですか、そういったことをしているということで、最終的に処理した上でどういうふうになっているのか。ある程度ふん尿をそのまま、端的に言えば、原野か畑か分かりませんが、最終的にまいてる。だから、まいてることによって、排水は出してないという、それが県の説明だったわけですね、県の環境建築局ですか。汚水を出してないので、水質汚濁防止法には引っかからないので、県も見たことはありませんという、それが説明だったわけなんですけども、町はその最終的な結果も含めて、現地を見て確認されたりはしたんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 大山農場の現地確認はこれまでしてありません。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） それは、やっぱり信頼関係をつくるということであれば、きっちりと現地を見せてもらって、住民の方にもその上で説明して、住民の方、ちゃんとした技術があるならあるで、それを住民の方に伝えるべきだと私は思います。

それで、あともう一つ、このことについてのもう一つの問題点というのは、環境への影響なんですよ。川に出さないからといって、そこへ、肥料として使ってるのか何か知りませんが、まいたとして、それが下流に対して影響がないかどうか。どうしてこういうことを申し上げるかという、開発地については、今、開発地から流れ出てくる小川は非常にひどい状況になっています。前に鳥取大学との連携事業で寶來先生が調査をされて、生態系が破壊されてると、生物の多様性が損なわれているということを町の報告書にも書いてありますので、それを確認していただければいいですけども、そういう環境への大きな影響というのがあるんですよ。すぐ近くに本当に蛍、これから始ま

りますけれど、蛍を観賞するような地域がある、そのそばでそういう環境破壊が起こっているという状況です。これも、会社側の言い分としては、山林開発地を再生するために、木を育てるために肥料をまいただけですという、それが会社側の言い分だったんですよ。今の会社と違いますけどね、セントラルファームさんですけどね。それでも、そういう環境汚染が起こることがあり得るので、名和の場合にも、そういった環境汚染が起こらないかどうかということも含めて、きっちりとした確認をしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど報告しましたように、回答しましたように、現場のほうは確認しておりませんが、全てかどうか分かりませんが、周辺地域の皆さんの農地への堆肥化っていうところの中で、利活用っていやあおかしいですけど、そういったところでの地域とのつながりがあるというふうにはお伺いしております。ですから、堆肥化をしたものを地域の皆さんとの連携の中で利用されてるっていう話は聞いております。現場を見てませんので、何とも言えませんが、そういった会社と地域の皆さんとの連携っていいでしょうか、貢献的なところの話はお聞きした経過があります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） その辺りのところをもうちょっときっちりと、やっぱり一度は現地を見ていただいて、できれば我々も見たいですけども、地元の方も見たい方もいるかもしれませんし、きっちりとした説明を受けて、それが一つは新しい事業者への信頼感にもつながるかなというふうに考えますので、その点、検討いただけませんか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 昨日、大西議員のほうからも関連農場の水質基準等々についても調査して、調べてほしいという御意見もいただいておりますので、そういった農場の、他の農場の浄水処理の機能の設備っていう事柄については町としても調査したいというふうに思いますし、今後、住民の皆様と一緒に立ち上げる意見交換の場で、住民の皆さんも現場、どっか見てみたいという声が上がれば、一緒に他の農場を見てみるということもいいのではないかなというふうに感じましたので、今後、町民の皆さんと議論しながら、対応を取ってまいりたいというふうに感じております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） とにかく信頼関係が損なわれているうちはどんな話も進まないと思いますので、信頼関係をできるだけ取り戻すような対応をしっかりとしたいと思っています。養豚場についてはここまでにします。

それで、大分時間がたってしまいましたが、最初に戻りまして、日南病院の再任用訴訟のその後についてなんですけれども、高裁の判決を私も読ませていただきましたけれ

ども、病院側、元職員の方が退職する１年以上前に、一方的に再任用しないということを通告されています。町の条例ですとか要綱では、これは希望を取って、どうするかということを決めるということになってるんですが、それを無視して恣意的に再任用を拒否したというのが裁判所が認定した事実です。このやり方については、判決文にも、合理的理由がなく、裁量権の範囲を逸脱して行使し、控訴人、控訴人というのはこれは元職員の方ですね、控訴人の期待を違法に侵害したものとして国賠法上の違法性が認められるというふうに明記されてるわけです。こうした恣意的で、合理性のない態度を取ったということについて、町として直接、元職員の方にやはり謝罪をきっちりすべきではないかと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 判決の内容につきましては、先ほど述べられた内容だというふうに認識しておりますが、基本的には、例えば一審の結果、そして、高等裁判所のほうに上げられた中で、最初に和解の提案があったという経過があります。その中で、町としても今後のことも踏まえて、あるいは影響の中身を含めて、和解案に対して、町とすれば合意をするという形で示させていただきながら、結果とすれば最後までっていうか、原告側のほうが継続を申し出られたのでという流れであります。基本的な結果とすれば、和解案とほぼ同じような内容だったというふうに思っておりますので、そういった経過の中で申し上げますと、確かに裁判所の結果については尊重した形で進んでおりますので、この中で謝罪についての改めてという考え方は私は持っておりません。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） ただ、裁判所も認めてますし、町としても間違った対応をして、元職員の方に迷惑をかけたということは認めてられるんじゃないですか。それであれば、やはり謝罪してきちんと誠意を示すというのが取るべきことなんではないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 経過の中で、こういった裁判所の内容の中で、変わってきた事案であります。ですから、結果的なところは、町としても内容的には遺憾の部分はもちろんありますけれども、とはいいいながら、原告側の全ての要求が認められたわけでもないというふうには思っていますので、ですから、取りあえず現時点では結審という形になっておりますので、その中で整理をしていくことで十分だというふうに、十分だと言えばちょっと語弊がありますが、改めてこういった謝罪の行為をするっていう行為はする必要ないというふうに私は思っております。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） 原告の主張がどのぐらい認められたかどうかということ言えば、核のところは全面的に認められているんですよ。つまり、裁量権の逸脱とともに、期待を侵害したと。期待権までしっかり認めてる。こういう判例は、詳しい方に

お聞きしたら、なかなか珍しいそうですけれども、そのくらい非常に間違った対応をしていたということを裁判所も認めてるので、謝罪をしていただいたほうがいいと私は思うんですけれども、なかなか町長もかたくなな態度なので、あまりこれ以上は言いませんが。

それで、今後のことについてなんですが、令和２年度以降は条例に準拠した運用をしているという趣旨の御答弁だったんですけれども、ただ、条例や要綱というのは令和２年以前からあったわけですよ、この問題の元職員の方がおられたときにもあったわけですが、それでも間違った運用をしてしまって、今回のようなことになってしまった。そうであれば、そうならないように、何かそういった恣意的な再任用の拒否ということが起こらないように新たな規定が必要なんじゃないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 冒頭のお答えにも重ねてになるというふうに思っておりますが、現時点におきましては、やはり本人との希望面談という形の中で、条例に準拠した形の運用を今、既に行っておりますし、ですから、今後はそういうことはないというふうに思っています。いずれにしても、職員の皆さんとの希望を確認し、希望に沿った形での面談をさせてもらっておりますので、ですから、今後はこういうことはあり得ないというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） そのあり得ないとおっしゃる根拠がちょっとよく分からないんですけれども、その対応について、病院に、職員団体というんですか、２つ職員の方の組合があると思うんですけれども、そちらとは話し合いをして、このやり方でいいということで理解を得られているんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 令和２年以降というふうに書かせていただいたのは、私が関わりを始めてから、そういう問題に対してしっかりと向き合っていくということで、組合との交渉にもしっかりと求めを、協議をし、現在行っているところでございますし、この案件につきましても、それ以降に、例えば、今年度の対応につきましても、前年度ですか、令和４年度の退職者の対応につきましても、しっかりと組合側の交渉にも応じて対応しているところでございますので、今後もないという町長の答弁も、いわゆるそこをしっかりと酌んでやっておるということでございます。御理解ください。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） 私が理解するというよりは、やっぱり職員の方、組合員の方が、今の新しい規定が必要ないと、これで十分に信頼してやっていけるというのであればいいんですけれども、そのところはしっかりと今後も話し合いを継続して、再任用について、それから、これからは定年の延長という問題も出てくると思うんですけれ

ども、そういったことについてもしっかりとした話合いを持ちながら、きっちりやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次が、物価高騰対策についてお聞きしますが、まず、チャレンジ企業支援補助金の新たな補助メニューってということなんですが、これは県も、もう6月末、5月末でしたっけ、ちょっと締切りはあれですけども、県にも補助金があります。減収という条件がありますけれども、県の補助金との組合せで自己負担を減らすということは、これは可能なんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 県でも6月補正で同様な、似たような制度が、予算が上がっております。先ほど議員申し上げたように、売上げが前年度10%減だったと記憶しておりますが、10%減以上の場合であって、かつ省エネ家電に更新するといった場合を対象とするという制度であります。本町がこのたびする制度とはまた別、うちは売上減の部分はハードルは設けておりませんので、単純な更新部分だけを対象にしております。ですので、県の制度との併用というのではないと、うちと別と、別の制度のものというふうにお考えいただきたいと思います。ですので、県の制度が使えるのであれば、こちらを使っていいただければと思いますし、県ので支援を受けれないということであれば、本町のこの制度を使っていいただければというふうに思っております。考え方としては、県ですくえない部分を町のほうでさらに手当するという制度を考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 県ですくえない部分をというのも、それももちろん必要な部分ではありますが、ただ、やっぱり県の事業に対応する方というのはそれだけ苦しい状況にあるわけですね。それで、多分、県のも半額ですかね、半分は自分で出さなきゃいけないということで、苦しい中で手出しをするというのはやっぱりきつくなってくると思うんですが、その部分をできればさらに半額という形で町が補助して、自己負担が4分の1になるというようなことも、制度としては、町はそう決めればいいので、できるんじゃないかと思うんですけども。その辺いかがですか、御検討はいただけませんか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） そのような制度設計も考えられると思いますが、本町、このたびとしては、基本的には、今後も電力等高騰が見込まれますので、それを見据えて今、省エネ家電に買い換えていただく、そういう事業者に対しても支援したいということで要求させていただいてるものですので、対前年で売上げが10パー以上減少された事業者につきましては、県の制度を使っていいただく、10%売上げ落ちてないんだけど、将来的な電力の低減、削減をするために新たに省エネ家電を更新したいという事業者様にあっては、本町の事業を使っていいただく、そのようにしていただくことを考えており

ます。その辺りについては商工会のほう窓口ですので、県のほうが使えれば県のほうを使っていただくことになりましょうし、県のほうで対象にならないということであれば、町の制度を活用していただく、そういうようなことを対応していただくように考えております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） だから、その考え方を少し広げていただいて、減収した方も含めて、すくっていただけませんかという、減収した方はそれだけ厳しいわけですからね、当然、減収してない方に比べて。それが同じ2分の1なら2分の1の手出しということになると、なかなか応募しづらくなってくるんじゃないかと思うんですが、その辺、もっと使い勝手をよくするというか、負担を減らすような工夫はできないものなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 県の事業内容と目的はある程度一緒かなというふうに思っておりますが、ただ、仕組み、内容が若干異なってきたというところが、要件的にですね、対象要件的にも異なっている部分があるというふうに思っております。最終的には、ちょっと精査しないといけないのかもしれませんが、ただ、やり方がもちろん違いますので、いずれにしても、町内の企業者の皆さんの、今、物価高騰、エネルギー高騰の中でありまますので、支援をするということの考え方の中で精査したものであります。県のほうの6月補正も、最近、情報として加わってきたという状況下にあって、若干その辺の整理は今後必要かもしれませんが、事業者の皆さんに効果的に使ってもらえるような形というのは求めていきたいというふうに思っています。ですから、商工会とも、これからですが、今回補正予算で上げさせていただいておりますので、そういったところを基軸にしながら、これからのやり方は、変更する必要があるなら、また途中から変えていくということは可能性とすればあるというふうに思っておりますが、その辺は町内の企業の皆さんの実態との兼ね合いを見ながらという考え方をしておりますので、今後の検討課題も含めて、方向性はさらに変更の可能性があれば検討はしていきたいというふうには思っておりますが、現時点では、県と町との同じような目的、企業の皆さんの経営支援というところでありまますし、長期的な安定経営ができるというところも含めての内容でありますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） もちろん、長期的な経営支援ということで、それは理解しております。ですんで、できるだけ使いやすくしてもらいたいと。事業者の方の中には、そういった補助金の組合せもできるんじゃないかという期待の声もありますし、ぜひ、そういった声をよく聞いていただいて、変更というか、最初からもう県との組合せもできますという形にさせていただくのが一番いいんですけれども、考えていただければと思います。

それから、それ以外の事業者の方への支援なんですけど、例えば物価高騰で、燃料費ですとか電気代、あるいはもっと、例えば食品を扱う弁当屋さんとか食堂とかだと、植物油がほぼ輸入ですので、これの高騰で揚げ物ができなくて困るというような話も聞きまして、やっぱり経費がもうあらゆるところで上がっているということなんですよ。その経費が増えた事業者のことですね、何%以上経費が増えた場合には支給するというような、もちろん手出しのない形で、いわゆる応援金のような、コロナのときにあった応援金のような形で、自己負担のない支援というのは、別に考えていただくことはできないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 同じ事業者の中でも様々な事業体もありますし、また、今回の物価高騰、あるいは食料品、あるいは原材料の高騰っていうところがあるのは承知しておるところでありますけれども、その辺の状況の内容につきましては、今後の、今までもそうですけど、商工会の皆さんとも実態把握に努めながら、取りあえずの設計ということをして今回させていただいておるところであります。企業の皆さん、そして住民の皆さんにも、それぞれの全体的な影響が今回はあるっていうふうに認識しております。その中で、どこまで支援ができればっていうふうな思いの中で、今回は事業補正予算のほうで設定をさせていただいております。あわせて鳥取県の動きっていうところも含めてですが、そういったところは調整して、これからも連携した形の中で、町内、あるいは県内の皆さんの支援をしていきたいというふうに思っておりますので、100%ということとはなかなか難しい話かもしれませんが、特に重点项目的な考え方の中で引き続き支援していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 財源としても国からの交付金がまだある状況だと思しますので、ぜひそういったものも使って、積極的に、とにかく困っているところにさらにお金を出してくれてというのは非常に酷なことだと思いますので、事業者の方の意見も聞いて、考えていただきたいと思います。

それで、それとあと、個人の方への支援なんですけども、今回の補正予算で住民税の非課税世帯などへはたったもポイント5,000ポイント付与ということで上げられておりますが、年金生活の御夫婦ですとか、少し、何ていうんですかね、年金額が高いような場合だと住民税が課税になってしまうという場合もあります。それでもそんなに収入が何千万とかもらっているわけではもちろんなくて、物価高騰で生活はますます苦しいという中で、この間、3月にもポイント付与がありましたけども、やっぱり全世帯へ、全世帯というか、全員に、全住民へのスペシャルポイントの付与というのをまた検討されてはいかがだろうと思うんですけれども、電気代も上がりますし、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回の補正でお願いしとる内容の一つで、多くの住民の皆さん

向けということで、たったもカードのほうのポイントの関係で予算化をさせていただいております。御案内のように、3月の末で、お一人1万円という形を交付させていただいております。基本的には、そのときには、当然、当時ですけれども、4月から電気代が上がるとか、そんな状況下でもありましたし、食品もこれから4月にはまた上がります、そんな状況でありましたので、1万円の交付をさせていただいた。ある意味では、先行的な考え方の中でさせていただいたというふうに思っております。当然、十分ではないということは承知しておりますけれども、今後の動向を見ながら、どういんでしょうか、財政的な見地の中でも絡めて支援はしていきたいというふうな思いは残っておりますので、これから社会背景の動向に注視していきながら、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） その町長の思いをぜひ積極的に実際の事業で表していただいて、少しでも住民の方、皆さんが苦しくなくなるようにということをしていただきたいと思います。

それでは、次のにちなん十色の延長保育についてなんですけれども、今年度中に実施できるようにということで、ぜひ早めに実施していただきたいと思います。延長保育がないと子育てができないと、もう町外へ出ていくしかないといった切実な声も、私たちが行った住民アンケートでは寄せられています。ですので、これは非常に、本当に働いている方にとっては切実な問題だと思います。

それで、あと、先ほど保育の延長でなくて、事業者に対して時短を求めるというお話もありましたが、一つ、せっかくですとお聞きしますと、これは効果があったんでしょうか、その当時。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） その当時に効果があったかどうかというところについては、はっきりとしたところというのは承知はしておりません。ですが、思いとして、今の状況とは少しやっぱり違うかなというふうなことは思うんですが、今、子育てにということで、国もやってますし、各市町村、そういったところも非常に力強くといいますか、厚く考えている部分だというふうには思います。それ以前のところでは、今、国ばかりじゃなくって、当時、世界の中でも、さっき言いました、第一義的にはやっぱり親が見るんだよってというふうなことってというのがうたわれていた時代でもあります。そういう中で、今現在、コロナ禍でもあるという部分もあるでしょうが、なかなか生活も苦しいし、働かなきゃいけない、それも共働きだというふうなことを考えたときには、我々こども園の施設という、公のところやっぱりバックアップしてあげなきゃいけない部分というのは感じておるところでございます。

ですが、先ほどもちょっと触れましたが、子供のこともやっぱり考えていただきたいなど。それは保護者ばかりじゃなくって、こども園側の職員もですけれども、本当に

長く、例えば見れないから8時、9時、10時までちょっと見てもらえんかというふうなことってというのは、なかなかそれは子供にとってどうなのかなと、いいことなのかなっていうふうなことっていうのもやっぱり考えてもらいたいし、それから、こども園自体も、やっぱりばらばらで帰るわけですから、子供のことを考えたら、いやあ、うちには迎えに来てごしならんと、そういうふうなことっていう思いっていうのをやっぱり考えながら保育もしなきゃいけないというふうなことっていうのも、そういう対処もしなきゃいけないということもあります。ですから、そういうふうなことも、やっぱり大人がといいますか、保護者もですし、こども園の職員も考えていく必要があるなというふうなことから、先ほど申したというところであります。ですが、岡本議員の質問にはちょっとあれですけども、本年度中にはぜひやっていきたいと。最終的には町長が定めるというふうなことにもなっておりますので、町長のほうにそういうふうな方針でいてもらいたいというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですね、当時との状況が変わっているということと、効果があったか分からないということですね。私自身としても、本来は8時間とか、あるいはもっと短い時間の勤務で十分に子育てをできるような世の中というのが一番いいとは思うんですけども、なかなかそうならない、今、過渡的な状況だとは思うんですけども。そういった中で、やはり要望が強くあるので、延長していただきたいというふうな考えで、その点は、考えは教育長と一致していると思います。

そしたら、町長にも言っていただきたいということだったので、町長の御意向はいかがでしょうか、もう一度確認します。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど教育長のほうから述べたとおりであるというふうに思っておりますので、私のほうの考え方も同様だというふうに思っておりますので、その方向で進めていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 町長もそのようにおっしゃってますので、ぜひそうしてください、早めに。

それで、ただ、やっぱり一つ気になるのは、延長した場合に、11時間というのはやっぱり長い。私が子供でも長いし、迎えを待っている子供さんは非常に寂しい思いをするんだろうなとかっていうふうには思います。それで、専門的な見地から、ちょっとあれなんですけども、具体的にどういった方法でそれに対応するのか、対応できるのか。つまり、理想を言えば、昼間はこども園ですので、ある程度教育という色彩を持てられるんだと思うんですけども、ある時間が過ぎたら、アットホームな感じで子供さんがリラックスできる、もう家庭にいるような、例えばおやつ食べたりとか、テレビはこども園では見せられないかもしれませんが、そういった、ちょっと雰囲気を変える

というようなことも必要かなと素人考えでは思うんですけども、専門的な見地からどういった対応が考えられるか、もしあればちょっと教えてもらえませんかでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 専門的にと言われるとあれなんですけれども。今岡本議員言われたようなことっていうのは大事なことで私も思います。そういうふうな雰囲気保育士、保育教諭は取り組んでいるのではないかなというふうには思います。8時間といううちでは、保育教育をしようというふうなことで、8時から4時までという時間帯で実際には子供を見ています。今現在では、7時40分から8時までの間が時間外の保育ということになって、ばらばらで来られますので、その間は数名といいますか、全職員がというわけでなくて、早番の職員が見ております。4時以降から、今でいいますと、6時まではその逆で、今度は遅番の職員が見るというふうなことになります。そんなにそんなに毎日毎日、全員が11時間いるというわけでもございませんので、うちでいえば10時間20分ですね、いけませんので、先ほども言ったように、子供さんがばらばら帰られる、その寂しい思いをさせないようなことっていうのは、全部が集まった形で、1歳児はこう、2歳児、3歳児と分けなくてやっぱり見ていかないと、職員のほうもたくさんいるというふうなこともありますので、そういうふうな温かみのある保育をしているというのが現状だというふうに思ってます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。ぜひ、一層温かみのある保育をしていただいて、子供さんに負担が行かないようにということを心がけていただきたいと思います。

それで、そういう充実した保育を提供するために、やはり職員の方の体制というの充実させていかないといけないと思うんですが、聞いたお話によると、正職員が今、非常に少ない、約半分だと思うんですけども。その状況で、正職員の方への負担が、正職だからこれもやってくれというような負担が、そういうことがあるというふうなこともお聞きするんですけども、そういうことを少しでも和らげるために、やっぱり正職員の方を増やしていくというのが大切じゃないかなと思うんですが、そういったことはどうでしょうか、できないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 来年度の採用も保育士、保育教諭の募集をやっておるところです。一遍に、例えば10人欲しいから10人というわけにはなかなかならない。というのは、やはり、募集して、採用したはいいいけれども、辞められると言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、年齢段階をやっぱり追っていかないと、一挙にそこだけの年齢層がばんと増えると、やはり後が続かないというふうなことがありますので、徐々に多くしていかないといけないという部分がありますので、そこはなかなか採用の部分では難しいというところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 徐々にでも結構なんですけども、現状として徐々に増えているのでしょうか、つまり、退職された方よりも採用のほうが多いという、そういう状況なんですか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 現在では辞められる数よりも毎年入っていただくというふうなことで取り組んでおるところです。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） ぜひ継続して職員の方、入っていただけるように努力をしていただきたいと思います。

それでは、次のマイナンバーカード保険証についてなんですけれども、最初に、先ほどの答弁で、病院で保険証として使用しているのは4、5月の2か月分ということだと思えるんですけれども、それで32人という、非常に少ないんじゃないかと思います。決算を拝見しますと、入院、外来、居宅の患者の延べ数、令和3年度で合計は約4万8,000人で、単純に平均すると1か月4,000人ですか。2か月だと延べ8,000人の方が患者として来られてて、その中で延べ32人の方しか使っていないというのは非常に少ないような感じがするんですけれども、皆さん、この利用に関してすごく慎重になられているという実情があるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） ちょっと今の延べ数なんですけど、1人の患者さんが何回、これは全部それをカウントというような、こちらで把握しているのはいわゆる1人の患者さんが何回来られても1というふうに、例えば、でないと、入院でも1人の患者さんが毎日1週間とか、10日とか、全部延べを足すと大きくなりますので、まず1患者さんというふうに考えられると思うんですが、確かに、4月、5月含めて、例えば外来数を考えても、4月24件、5月8件ということで32件の、我々職員も事務職員であれば誰でも、どういうんですかね、患者さん、求められるとすぐに、こうしてください、かざしてくださいっていうふうにしてあげられる状況にはあるんですが、患者さん自体から、まだそこまで、1日に換算すると本当に1件、2件というような状況であるのには変わりございません。そういった認識の中でやっております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 病院側としては使っていただける体制を整えているけれども、なかなか使う方がおられないということで、端的に言って、皆さんなかなか不安で使えないというようなところもあるんじゃないかと思います。取得率が4分の3の方が持っているのに、実際には保険証としては使わないというような対応を、まだ現在のところ、皆さん、取られているわけですね。

それで、それを踏まえてなんですけれども、まず、確認させていただきたいのは、答

弁でマイナンバー制度ということについて答えていただいたんですけれども、私がお聞きしているのはマイナンバーカード保険証のことでして、マイナンバーカードを保険証として安心して使ってもらえるのかどうかということなんです。マイナンバーカードもマイナンバー制度に含まれるんですけれども、マイナンバー制度の是非というのは、これは議論しなきゃいけません、それは今ちょっと置いておいて、マイナンバーカードそのものですね、しかもそれを保険証に使うということについて、安心してもらえる状況なのかどうかということをちょっと改めてお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） マイナンバーカードと健康保険証とのつながりの話だというふうに思っておりますが、御案内のように、マイナンバーカード自体の促進というのが、どういんでしょうか、スタートしているのは以前からですけども、全国的に取得率が上がってきているというのは今年に入ってというところが中心になってるっていうふうに思っております。ですから、今度はカード取得後の保険証という捉え方についての考え方、考え方っていうのは当然あるっていうふうに思っておりますけど、具体的にそこまでどんどん利用しようかという意識っていうのはちょっとまだこれからの考え方かなというふうに思っております。具体的には保険証が廃止されるっていう考え方は来年の秋ですので、その前ぐらいになるとそういう取組はさらに必要になるかなというふうに思っておりますが、個人的には現時点で不便であるわけではないので、徐々にということではないのかなというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） ちょっとお聞きしたかったのは、町として安心して使用をお勧めできますか、どうかっていう、そういうことをお聞きしたかったんですけれども、というのは、このマイナンバーカードっていうのは、マイナンバーはもう皆さん、誰も持っているんですけれども、マイナンバーカードは作るかどうかは、基本的には自由です。少なくとも今のところは自由です。それで、マイナンバーカードを作ってしまうと、その時点でパスワードを登録もしなきゃいけない。マイナンバーカードを作ってパスワードを登録すると、マイナポータルというのがインターネット上で使えるようになるわけですね、御存じのとおり。そうすると、このマイナポータルからマイナンバーにひもづけされたあらゆる個人情報を見ることができるようになる。様々な手続きもできるということで、発行してしまった時点で個人情報を他人に見られたり、悪用されたりという、そういう危険がぐっと増えるんじゃないかと思います。さらにそれを健康保険証として日常的に持ち歩いて使うという、そういうことですね。保険証ですから、私なんか今保険証ずっと持ってますけれども、いつけがするかどうか分からないので、そういう使い方をしなきゃいけないということは、これ、国の体制とかそういうこともあるんですけれども、そもそも使う我々一人一人が、預金口座の情報などを含め、あらゆる個人情報を引き出せる、そのカードを日常的に持ち歩くと。それで、もしなくした

ら、保険証として、もう保険証が廃止されたとしたらば、なくした場合には病院で全額自己負担になり、再発行にも時間がかかる、そういうようなカードなんですよ。これを保険証として使うということを、町は国の方針でもあるので進めてられますけれども、そうやって進めて、現在よりも安心な生活を住民の方に送っていただけたらと思いますかということを、ちょっと町長の御意見をお聞きしたいんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 新しいことをするっていうことになると、当然、変化が生まれますので、その中でリスクっていうところも当然生まれてくるっていうふうな流れが今の状況ではないのかなというふうに思っております。御案内のように、様々な誤りの登録であったりとかっていうのが現在叫ばれてるっていうふうに思っておりますので、そういったところはこれからしっかりリスク管理っていうか、個人情報の管理っていうことも含めてしていただかないといけないっていうのは皆さんと同じ気持ちだというふうに思っております。ただ、紛失したときっていう話とか、様々なケースがあるというふうに思っておりますが、そういったリスク管理も皆さん方にもお伝えしながら、そうならないような形の中でやっていかないといけないというふうに思っておりますので、一つ一つ、現在、例えばキャッシュカード一つにしても、紛失したらっていう話だとか、そういった形に類似するわけですので、そういったときのケースの対応の仕方っていうことも含めて、これからのやり方ではないかなというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） これからと言われてしまうと、これからどうなるのか全く分からないので、あれなんですけども、読売新聞でも、ちょっと見直したほうがいいんじゃないかみたいな社説が載るぐらい、今、非常に問題になっているので、赤旗じゃないですよ、読売新聞でそういう社説が載ってるんですから、非常にいろんな人が問題点を感じてるんだと思うんですが。

それで、しつこいようですが、言うと、マイナンバーカードとパスワードを自分で管理する、あるいは御高齢になって介護施設に入居した場合は職員の方に管理してもらわなきゃいけないというような、そういう可能性も出てくる。そういう危険性に加えて、現実には、幾ら国がちゃんと管理するといっても、マイナポータルに集まった個人情報が何かのトラブルで漏れてしまうという危険性も非常に危惧されているところです。そんなマイナンバーカードを取得するかという判断はもう個人の判断に任せたほうがいいと私は思います。マイナンバーカード保険証を強要して、現在の紙の保険証を24年の秋からなくすような、そんなことはやめるように町としても国に求めていくべきじゃないかと思いますけれども、いかがですか、町長、お考えは。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 議員おっしゃるように、マイナンバーカードの取得については基本的には自由だというふうに思ってますが、あわせて、今、法律上の中で議論されて

ます保険証についての取扱いについては、ちょっと私も詳細確認してませんが、紙ベースでも残すことができるっていうような話も、情報も得てますので、ただ、それが最終的な結論になっているかどうかというのは、ちょっと不透明な言い方で大変恐縮ですけども、1年1年更新だけど、紙ベースでも残せる形というのを検討されてるっていう情報だけは得ております。いずれにしても、100%ではないのかなというふうに思っておりますので、そういった情報の法律の中での、あるいは仕組みの中で選択をしているしながら、お一人お一人がそういった考え方ではないのかなというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 紙が残っても、毎回1年ごとに申請しなきゃならないとか、非常に不便なことになるということで問題になってます。その点もしっかり御考慮いただいて、国にはしかるべき対応を求めていただくように私のほうからは町長に求めます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 岡本健三議員の一般質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ここで暫時休憩といたします。再開を10時45分からといたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

9ページ、6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 私は、今期定例会では農業施策、公共交通、情報化施策の3点について、一般質問をさせていただきます。

昨日、今日と同僚議員が一般質問された内容と一部類似した内容もあると思いますが、改めて質問をさせていただきます。

まず、農業施策についてであります。町長は、農林業従事者の所得向上を選挙戦公約の一つとされ、また、令和5年度施政方針にも記載をされておりますが、今後4年間で具体的に取組まれます農業施策について伺います。

2点目、農家の高齢化などにより、農業の担い手不足、いわゆる担い手の不足と働き手の不足がありますが、これらが急速に進んで、非常に深刻な状態になっております。どのような手段で解決していくのかということを伺います。

3点目、農業にとって優良農地の確保は農業生産や農業経営の基本的条件であり、小規模な水田であったり、排水が悪い水田、あるいは水路や農道などの老朽化が進み、やむなく遊休農地になったり、自己保全管理となってるのが現状でございます。この問題

をどのように認識し、その解決及び有効活用を図るか、どのような取組を実施されるのか伺います。

次に、公共交通についてであります。昨年10月からドア・ツー・ドア型デマンドバスの運行が開始されましたが、このバスを利用するには、あらかじめ利用者登録をして乗降場所を指定する必要があります。しかしながら、バスの進入路が狭い等の理由により、指定された乗降場所が自宅から離れているとの利用者からの声もごございます。ドア・ツー・ドアといいながら、乗降場所が希望に添えないという、その利用者の人数について伺います。

続きまして、乗降場所以外にも予約方法や運行時間の問題など、解決する必要もあります。そのためには、小型車両の導入やら、地域での運行受託方式の導入、省エネタクシーの導入など、これらにより利便性の向上を図るべきと考えますが、どうでしょうか。

3つ目でございます。ドア・ツー・ドア型デマンドバスに移行するに当たりまして、バス予約アプリ、この導入というのも予定をされとったと思っております。しかしながら、まだ運用に至っておりません。このバス予約アプリの運用に向けてのスケジュールについて伺います。

最後、3点目、情報化の施策についてでございますが、今年度、町内3か所に携帯電話基地局の設置を町事業として行うということで予算化がされております。今年度の基地局設置のスケジュールと、また、来年度に向けての基地局整備計画について伺います。

2つ目、最近ニュースでも毎日報道されておりますけれども、全国でマイナンバーカードに関係するトラブルが多数発生しております。コンビニでの証明書の誤交付や、マイナ保険証では、マイナンバーが他人の情報とひもづけをされるなどの問題が起きております。町では、このような事案が発生していないか伺います。

3点目、最近、チャット型AIということで、ChatGPT、Google Bard等の人工知能によるサービスが提供されてまいっております。今のトレンドとなっておりますが、これらのサービスを住民サービスの向上や業務の効率化につなげるための利用というのを行われたいかということを検討をされていないかということをお伺いします。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 岩崎昭男議員の御質問にお答えします。

まず、農業施策についてということで、町長は農林業従事者の所得向上を公約として上げられてるが、今後4年間で具体的に取組む農業施策について伺うという御質問の内容であります。

農林業の従事者の所得向上につきましては、高橋洋志議員の一般質問でも触れましたけれども、農業は機械導入や基盤整備など、省力化に向けた周辺整備を進めて、労働負

担を軽減し、生産性向上や、それに伴う規模拡大により所得を増やしてまいります。また、みどりの食料システム戦略に基づきまして、有機農産物の栽培に取り組み、農産物の付加価値を高める取組を進め、良質な農産物の生産と販売の拡大を図ってまいります。さらに、県内随一の食味米の産地として、地域ぐるみで餅や米粉などの六次産業化にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。このように、現在のブランド価値を生かし、さらに地域の固有の価値を追求することで、農業従事者の所得向上につなげてまいりたいというふうに思っております。

次に、農業の人手不足が急速に進み、深刻な状況になっている。どのような手段で解決していくのかという御質問の内容です。

少子高齢化が急速な展開に伴い、生産年齢人口は年々減少し、各産業における人手不足は深刻な問題となっております。とりわけ農業においては、その傾向が顕著であり、待ったなしの状況であるというふうに認識をしております。本町におきましては、農業研修生制度を通じて、若者や転職者に農業の魅力を伝え、新たな人材を育成、確保しておりますけれども、十分とはいえず、今後、トマトや水稻を農業研修に特化したりとか、あるいはみどりの食料システム戦略の取組も始まりましたので、有機栽培を新たなメニューとするなど、農業研修制度の機能強化を図っていききたいというふうに考えております。

また、スマート農業機械などの導入により、生産性を向上させ、従事者の労働負担を軽減するとともに、ショートタイムワークなどの部分的に活躍ができる仕組みづくりを進めてまいります。さらに地域おこし協力隊制度のさらなる活用の推進や共生の里などの企業連携の取組強化など、町外からの人材確保方策の充実、強化に努めてまいります。SDGs 未来都市、オーガニックビレッジ、ゼロカーボンシティ、子育て支援など、町の強みを最大限生かしながら、多様な人材確保のほうに努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、優良農地の確保は農業生産、農業経営の基本的な条件であるが、小規模な農地においては、有効活用も進まず、やむなく遊休農地となっているのが現状である。この問題をどのように認識し、その解消及び有効活用を図る取組を実施するのかという御質問の内容です。

農業従事者の高齢化などにより、機械の大型化や作付の見直しといった作業の負担軽減が図られている一方で、小規模な条件不利地が遊休農地となってることは承知をしておるところでございます。このような中にありまして、まずは農家さん自らが御自身の農地をどうしていくのかということを考えていただきたいと思いますし、また、その上で、将来、農地を維持できないということであれば、今後誰が担っていくのかなど、地域で話し合っていただくことがまず大切だというふうに思っております。町とすれば、中山間地域の直接支払い制度や多面的機能支払い制度といった有利な支援制度の積極的な活用でありますとか、情報提供していきながら、地域内での前向きな話し合い活動が活

発に進むよう、農業委員会や関係団体と連携して支援してまいります。また、小規模農地の活用に向けて、農業生産活動が行いやすい環境を整備するとともに、国の支援制度を活用しながら、遊休農地の畑地への転換の促進を図ってまいります。

続いて、公共交通についてということで、ドア・ツー・ドア型のデマンドバスの運行におきまして、乗降場所が希望に添えてないという利用者の数を伺うという御質問です。

昨年10月からドア・ツー・ドア型のデマンドバスの運行開始以降、100人の皆様から乗降の場所についての御相談を受けました。その後、担当の職員あるいは委託事業者と全ての箇所について現地確認を行いました結果、運行車両が進入できない、または、乗降時の安全が確保できないとの判断から、約半数の52人の方の御希望に沿えない状況であるというふうに認識しております。

次に、小型車両の導入、地域での運行受託方式、町営タクシーの導入などにより利便性の向上を図るべきと考えるがという御質問でございます。

様々な角度からさらなる利便性の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。その中で、小型車両の導入につきましては、本年度、路線ごとに利用状況を分析し、小型化できる路線については車両更新の検討をしてまいりたいというふうに思っております。また、地域での運行受託方式につきましては、町の公共交通体系ではカバーできない部分、時間帯を地域の共助により補っていくということが大前提となります。現在、多里のNPO法人でも実施されているほか、相談をいただいているまちづくり協議会や団体もありますので、引き続き必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、町営タクシーの導入についてであります。現時点では具体的な検討は行っておりませんが、将来的な課題であります問題としての意識は持っております。現時点では、既存タクシーの事業者との連携とドア・ツー・ドア型デマンドバスについて、利用者の皆さんの利便性を向上することに努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、予約のアプリの運用について伺うという御質問ですが、昨年度、デマンドバスのシステム導入時に、予約アプリの導入を見送った経過がございます。その理由ですが、令和2年度に行った福栄地域での中央大学、鳥取県との実証実験におきまして、スマートフォンで予約された方が全体の4.9%足らずでありました。また、実証実験後のアンケートにおきまして、予約はスマートフォンでなく電話で行いたいという回答が半数もあったということなどからであります。しかしながら、全国的にスマートフォンの普及率が上がっておりますので、本町において予約のアプリの導入ニーズが高まれば、導入していきたいというふうに考えております。

3つ目であります情報化施策のということの、今年度の携帯の基地局設置スケジュールと、来年度に向けた基地局の整備について伺うという御質問です。

現在、携帯電話基地局につきましては、大手キャリア、中国総合通信局と携帯電話エリア整備事業を活用した基地局整備について協議を行っております。先日、6月6日に

は広島の中興総合通信局において、4キャリアと直接工事に向けた交渉を行ったところですが、携帯電話エリアの整備事業補助金の配分やキャリアとの調整が難航しておりまして、今年度の具体的な建設等の見通しは立っておりません。引き続き折衝を行っていききたいと思っております。

また、来年度以降の基地局整備でございますが、令和4年度末に、6年度の要望を提出しており、今後、要望を基に国、あるいはキャリアと交渉を進めることになります。屋外の携帯基地局の整備はいまだ交渉中ではあるものの、KDDI株式会社と株式会社中海テレビ放送の間で、家庭内のインターネット環境を利用したフェムトセルのサービス化に向けた協議が最終段階となっております。フェムトセルの実用化が進みますと、屋内の携帯電話の利用が実現できます。実用化が決まり次第、町民の皆さんに御報告をしたいというふうに思っております。今後は、ドコモ、ソフトバンク、楽天等、各キャリアで同様のサービスが提供できるように協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、マイナンバーカードに関するトラブルが発生し、コンビニでの証明書の誤交付や、マイナ保険証ではマイナンバーが他人の情報とひもづけられるなど、問題が起きています。町ではこのような事案が発生していないかという御質問の内容でございますが、現在、日南町でのトラブルについての報告は受けておりません。御不明な点があれば、役場に御相談いただくとともに、町でも必要に応じて注意喚起等を行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、AIのChatGPTの関連でございますが、住民サービスの向上や業務の効率化につながる事が期待されているが、活用についての検討をされているかという御質問でございます。

本町では、ChatGPTなどのAIを活用した業務は現在行っておりません。しかしながら、御指摘のとおり、住民のサービスの向上、職員の業務改善につながる事が期待される面もありますから、本町のDXの推進チーム会議の中で検討を始めたところであります。鳥取県におきましても、AI技術活用のワーキングチームが立ち上がり、ガイドラインの作成が進められております。こうした動向も注視しながら、本町としての活用の方針、方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上、岩崎昭男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） まず、農業施策について再質問のほうをさせていただきます。そのうち農業所得向上というところでございますけども、所得向上といいますと、収入が増えて経費がかからないというのが一番いい所得の在り方、向上でございます。農業でいえば、作物を面積を増やして収量を増やす、あるいは販売する単価が上がるというようなことが収入の向上になります。そのためには、もちろん、米であれば面積を

増やす、あるいは反収を増やすというようなことになろうかと思いますが、経費のほうにつきましては、農業用の機械の導入やら施設整備の経費、人件費と、ここら等を差引いて所得というものが導き出されてくるということですが、今後、町長、いろいろと農業用の所得向上のための施策を打っていかれる中であって、実際に所得がこの4年間、町長の任期の、この間に上がったかどうか、それをやっぱり確認する必要があると思うんです。選挙戦でも言われ、政策でもうたわれる中で、この所得が本当に向上したかどうか、これは何をもって判断されるか。これをまず伺いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、法人化、あるいは兼業農家というところの分類になるというふうに思っておりますが、なかなか具体的な数値、科学的な数値を判断することになると、申告であったり、決算であるというふうに思っておりますが、ですから、ある程度個人情報的なところもあるので、把握しにくい側面はあるにしても、全体の売上げだとか、昨日もありましたけど、昨日の生産の所得の話をさせてもらいましたが、基本的には収入と支出を残した形の所得っていうところの数字が昨日お話をさせていただいた町全体の数字であります。ですから、確認ができるっていえば、もう一つあるのかなというふうに思っておりますが、ただ、やっぱり一方では、兼業農家は別として、別としてと言やあおかしいですが、把握しやすいのは法人のほうかなというふうに思ってます。ですから、ある程度の様々な資料の中でそういったところがうかがえればよいのかなというふうには思ってますが。あと、ヒアリング的なところの中でお聞きするっていうことがこれからの在り方かなというふうに思ってます。様々な事業を実施する中で、やはり結果、効果っていうのはどうかっていうことを確認するというのは当然必要なことだろうというふうに思ってますので、様々な関連の法人の皆さんにもお声をさせていただきながら、御協力もいただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 確かに所得の関係、税金に直結するわけでございますけれども、やはり日南町としても、住民税、町民税、これを賦課しているわけでございます。その根本には個人の所得っていうのをしっかりと、データというものは所管課であれば、住民課が持っておる。かつ、恐らくですけども、町として交付税の算定等におきましては、住民税の賦課の状況、課税の状況というのを県やら国に報告して交付税が決定するような仕組みもあろうかと思うんですよ。ですから、個人を特定するような個別のデータをチェックというのは、これは難しいんですけども、所得のデータを集計しながら、その中で農業の所得、それを集計する、収入を集計する。それで今の状況というのは、現在の所得状況というのは確認できるんじゃないかと思うわけです。4年後、町長、4年間これ頑張ったぞと、こういう施策でこれだけの結果を出したというような、やっぱり具体的な数値をもって、結果を堂々と表明すべきだと思うし、それがやはり町民のための所得向上につながったんだということだと思います。所得向上、所得向上、

結果、増えとったか、減ったのか分かん。これだけのことやったんだけど、結果が分からん。これでは政策ではないんですよ。やっぱり具体的な数値目標を定めて、やっていただきたいと思います。

ちなみに、そういうような形で住民税の賦課情報、あるいはいろんな認定農業者の方でございましたら、いろんな、特に機械の導入補助を受けたりするときに、現在の収入とか、将来に向けての計画というものがあるわけなんで、そういうのは先ほど町長がおっしゃいましたように、ヒアリングをしながらでも、しっかりと、そういう認定農業者の数とか、そんなに多くはないわけなんで、そこらあたりも押さえながら、数値として出していきたい。再度、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 農業の営みの中では、やはり自然現象の影響だとか、あるいは施策的なところも加わったりっていう状況がある、厳しい環境にはあるっていうふうに思っておりますが、いずれにしても、例えば申告のときの、住民課が担当しておりますけれども、全体的に町全体の所得がどう変わってるっていう話の情報共有はさせてもらっておりますので、それは農業だけではなくて、町内の皆さん全体の話ですけれども。そういった情報の把握であるとか、あるいは農業に特化すれば、先ほどおっしゃられたような補助金の活用の皆さんへの、計画に対する状況はどうなのっていう話は当然させてもらっておりますけれども、そういったところを今度、具体化した形の中で整理をしていきたいというふうに思っておりますので、いずれにしても、様々なこれから農業の在り方も変わってくるというふうに思っておりますので、そういったところの施策との連動も加味しながら内容を精査していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） ぜひ、数値として出していきたいと思います。もしくは4年後に、4年前はこうだったけども、こうなりましたというのをしっかりと押さえたいと思います。

次、農業の人手不足というところですけども、田植であったり、稲刈りであったり、トマトの収穫の時期であったりということで、年間を通じて農業というのは人手が要るというわけではなく、やはり一時的に労力の必要な時期というものはあるわけでございます。そういう繁忙期に対しての労働力の提供ということで、先ほど町長答弁でおっしゃいましたショートタイムワークですね、このようなことをしながら労働力確保を行ってるということでありましたが、ちょっとホームページ等で見ましたら、このショートタイムワークのマッチング、これまで3回で5件のマッチングが成立しているということで、昨年は3月と6月にやられたようです。そのときに、募集をする事業者が11事業者でしたかね。ただ、その内容を見ましたら、農業の事業者ですね、これは1者でありました。実際に、この1者というのが農業の関係でマッチングができたかどうか、それについて伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 1者ですけど、今はできてないというのが状況であります。今回の仕組みについては、二、三年前から具体的な交流の場を設けながら、仕組みづくりの構築に向けてやってきておりますので、今、目標とすれば、その具体的なシステム化を今年度確立して、来年度に向けてですが、どういんでしょうか、広く皆さん方に登録してマッチングができる形にしたいというふうな目標で持っておりますので、そうならば、さらなる多くの皆さんの参画ができるんじゃないのかなという期待はしておりますので、そういった構築に向けて今、鋭意努力をさせていただいてるっていう状況は報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） ショートタイムワークというのも新たな取組として、過渡期には必要なものかと思われます。今の働き手、応募される方、これの範囲っていうのは、今、町内の方だけなのか、あるいは町外も含んで募集をされておるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 現時点での取組の対象者ということであれば、町内はもちろんですけど、町外の方も労働者側としては対象者の範囲として設定しておりますので、そういった動きをさせてもらっています。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） ショートタイムワーク、おしごとバンクの交流会というような表現をされてましたけれども、これは産官学連携の事業の一環という位置づけであったと思います。ですから、鳥大とソフトバンクですかね、こちらも参画されてると。この中で、実際として、正直申し上げますと、ほとんど結果が出てないという状況でありますよね。やっぱり町長も先ほどおっしゃいましたけど、労働力の提供、働いてもいいよという方、町内は正直厳しいと思います、現状としてですね。やはり町外、せめて西部エリアですね、県西部辺りのエリアに向けてやっぱり募集する。そうすると、ひょっとしたら若い方も草刈りやっちゃろうかいやと、トマトの苗を植えてやろうかと、田植を手伝ってみようかというような話もあろうかと思います。そういうことで町としてやるというものもありますし、また、県内ではボランティア的な、学生のボランティアさんというようなところで一時的な労働力、地域と交流を図りながら作業に参加してみるというような事業もありますんで、やはりそこら辺りもうまく使いながら、労働力確保というものに向かっていただきたいと思います。

ちなみに、先ほどおっしゃられました、今年度システム化を検討するということですけど、もうちょっと具体的に教えていただけませんか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 具体的な内容っていうのは、今までの構築した中での、多分再整理っていうか、そういったことを集約しながらという形になるというふうには思っ

おりますが。まだ具体的にこうだというところが決まってるわけではないので、いずれにしても、鳥取大学だとか、ソフトバンクの皆さんだとか、そういったところ、今までの中心の皆さん方に加わっていただきながら最終的な方向性を見いだしていきたいというふうに思っております。ただ、現時点では具体的に特徴はこうだとかって言うことは言える状況ではないというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 募集するためのアプリとかいうのは、ソフトバンクさんも参入されてますんでね、そういうところもうまく利用しながら進めていただけたらと思います。

担い手不足の関係で、地域おこし協力隊の農業研修生の関係ですけれども、今年度も4名ということで、これは予定どおり入っていただいて、非常にありがたいと思っております。3月の一般質問でもしたんですけれども、ただ、日南町に地域おこし協力隊はもちろんですけれども、それ以外でも移住、定住していただく方が増えてきておるとするのは承知をしてるんですけども、その方が残念ながら途中でリタイアとか、思った環境ではなかった、人との付き合いが云々というようなところで、残念ながら転出されてしまうということもあります。3月にはそういう移住してこられた方々との交流会的なもの、以前日南町もやっておりましたですね。いろんなジャンルの業種の方もいらっしゃいます、年代も様々でしょうけども、その方々がやっぱり集まっていいただいて、移住者として、いろんな話をしてもらおう場というのをどうですかと提案しましたところ、町長は、それはいいことだけん、やってみようかというお答えをいただいたというふうに捉えておるんですけども、それ以降、進展はあったでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） コロナ禍があったということもあってるんですけども、基本的にはその前は、例えば農業研修生で来られた皆さんを、何年間というか、来られた皆さんで交流会をしたりとか、そこに私自身も参加させてもらったりしております。今、アカデミーのほうも具体的に規模が毎年10人以上になっておりますので、規模が大きくなっておりますけども、場合によっては町内に就職されている皆さんあたりだとか、そういった取組をしてほしいということで、現場のほうには指示をさせてもらっております。そういった関係をつくりながら、より情報を共有しながら、そして、場合によっては、その方から横展開っていう話もこれからの中ではあるというふうに思っております。ですから、ちょっとコロナのこともある程度終わったという雰囲気でありますので、そういったところを地道に復活しながら、これからの横展開をしていきたいというふうに思ってます。その中で様々な情報をいただくということもあったり、課題も生まれてくるというふうに思っておりますので、そういった小さな声を大切にしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） Iターンの方、地域おこし協力隊の方をしっかりと日南町、フォローして、先々も住んでいただけるようにしていただきたいと思います。

次へ行きます。農地と農地集積ということで伺います。私の住んでおります地域でも、担い手によります農地の集積というのはある程度は進んでおります。しかしながら、農地の貸し借り、利用権設定、これには期間があるわけございまして、この期間が済みますと、残念ながら継続しての利用権設定をされないという事案がありまして、その利用権設定、継続して借り受けしていただかなかったところが、先ほど冒頭申し上げましたように、耕作放棄地になったりとか自己保全という形になっております。このような現状を町長のほうも把握はされてると思うんですけども、継続してその利用権設定がされないその理由、なぜそうなのか、そういうことを検討、調査されたことがありますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 理由の具体的な調査っていうところまでは至っておりませんが、私も町内に住んでおりますし、ちっちゃいけど農業の営みをさせていただいてる中で、地域の中でも集落営農から法人に変化してきてるっていう状況の、どういいでしょうか、触れ合いだけはさせてもらってるという状況にあります。そういったところの中で声が出ておりますので、多くがそんなに大きく他の地域と変わってるというふうな認識を持っておりませんので、ですから、農地の場所だとか、地形的なところだとか、あるいはそれを担う周辺の皆さんの法人であるとか体力っていうようなところのかみ合わせの中で生まれてきてるんじゃないのかなというふうに思っております。特に農地自体の面積であるとか、水路だとか、水の流れだとか、そういったところも一つの要因にはあったりしてるんじゃないのかなというふうには思っております。いずれにしても、これからそういった農地が、耕作しにくい形っていうところが生まれてくるっていうふうには認識しておりますし、できれば法人の皆さんでも簡易的な管理っていうところにつながるとよりいいのかなというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 町長は、末端の事務までなかなか目が届かないということはあると思いますが、ちょっと具体的に伺いたいんですけども、そのような利用権が一旦切れて、その後また、本来でしたら利用権設定をしていただくというようなこともあろうかと思うんですけども、それができない、できなかった筆数っていうのが、年間どの程度あるものなのか、実態としてその数値、ざくっとでいいです、分かるようでしたら、農業委員会か農林課、お答えをしていただきたいと思うんですが。

○議長（山本 芳昭君） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 裕次君） 先ほどの具体的な数字につきましては、現在、手元のほうには資料を持ち合わせておりませんが、先ほど町長が申し上げた要因の中としては、現在、法人組織の農地の集積が進んでおる状態でございます。より条件のいい、

より集中した場所での農地の利用ということで、従来飛び地であった農地については、経営上、管理が困難になるというふうなことで、少しずつ手を離されるというケースが案件としてはないわけではございませんが、その辺りにつきましては、地域の方との話し合いがなかなか十分にできていないというようなこともございます。その辺りについて、農業委員のほうにおきましても、十分理解はしておるところでございますが、現在、本年度から人・農地プランの拡大ということで、地域計画の策定を進めるよう、現在調整中でございます。その話し合いの中で利用権設定、再設定に向けての取組も進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 100 件なのか 1,000 件なのかちょっと分からん、そういう具体的なある程度の数字が出てきたらありがたかったんですけど、事前に言っていなかったんで無理だったのかもしれない。そうですね、農業委員会からお話があったんですけども、結局、町のホームページ見ますと、人・農地プランに関わる最終的な結果ということになるんかと思うんですけども、実質化された人・農地プランということで、町内の 7 つの地域それぞれに、耕地面積とか、70 歳以上の農業者がどの程度の面積を所有してるかというような最終的な統計的なもの、それと、その地域の中心的な経営体ですね、これが今後どのような方向性を持ってるかというようなことも若干付け加えられたような形で、実質化された人・農地プランというのがホームページのほうに載っております。その中で、私、やっぱり見たんですけども、どうでしょうか、7 つの地域で、私の地元、福栄だけをちょっと出してみますけども、実際に地域内において、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計というところがございまして、福栄は実はそこはやっぱりマイナス、要は、もう引き受けない、今持ってるものを減らしていくんだよ、中心経営体がそういう考え方を持っておられるんじゃないかと思うんです。やはり以前は米の需給調整ということで、何割かは米を作らないよという政策が進んでおりまして、そのときに、いわゆる作らないために、条件の悪い田んぼも経営体の方々は借りられてた、利用権設定されていた。ところが、やっぱり農業という、業という中で収益を上げていかなければならない。まさにそれはそうです、効率のいい場所、水利がいいところ、農道のしっかり整備されているところ、そういうところを求められるわけです。ところが、農業政策といえはそうですけども、地域政策的なところを見ると、自分の住んでる周りに、そういう原野になる、放棄地になる、そういうのが日南町の今の姿だと私は思います。国のほうは新たな、確におっしゃいましたこの地域計画というのを 6 年度末ですか、つくらなければならない。その間に各集落協定とか、もちろん農業委員会も中心になりながら、地主の方々と、あるいは中心経営体の方々と話をしていく、そこで方向性を出していくというのがあるんですけども、実はその前に人・農地プラン、今は最終形ができたと思うんです。それが移行する形になるんですけども、ほとんど正直なところ、形だけじゃないかと私は思います。そういうようなところ、新

たな地域計画の策定、これは本当に地域のそれぞれの土地の所有者、それと受け手の問題。本当にしっかり情報を得ながら、出向いていきながら、どちらかちょっと、町長もおっしゃったんですけど、地域主体、主体っておっしゃいますけど、地域主体ができないからこそ、今、行政がしっかりと進める力を発揮していただく、これが大事なんですよ。やっぱり受け手じゃ駄目ですよ。どんどんやっぱりそこへ出て行っていただきたい。そういうふうな政策を進めていただきたいと思うんですけど、町長、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 農業を営むっていう話になると、法人の皆さん、あるいは集落営農ってところが基幹的なところで動いておりますが、ただ一方で、戸数的に言えば、やっぱり兼業農家ってというのがウエートが高いというふうに思っております。当然面積的には反対の話になるというふうに思っておりますが。ですから、地域によってそれぞれ体制が違うっていうふうには認識しておりますし、先ほど申し上げましたように、これからの話合っていうのをさらに進めていく中で、この農地をどうあるべきかというところを再整理していただきながら、利活用についての方策、考え方をこれから整理していくっていうことだろうというふうに思っております。おっしゃられるように、法人化は大型化してきておりますので、小さいところにはなかなか入りにくい、経営的な中では、できればやめたいという考え方ってというのは必然的なところだというふうには思っておりますが、とはいいいながら、もともと持っていたそれぞれの皆さんの所有権のある農地であります。ですから、兼業農家ができる形があるなら、そこは維持していただくってことは当然あるべきだというふうに思っております。ですから、町としてもそういった小規模の皆さんへの補助制度もあったりしておりますので、ですから、その兼業農家ができる人的体制の確保、当然他の事業っていう話になると思いますが、そういったところもやりながら、兼業農家の方も頑張っていただける仕組みも兼ねてやっていかないといけないのかなというふうに思っております。一方では、やっぱり法人は法人なりのしっかりした、規模拡大も含めた形で、あるいは集落営農と一緒に協働するっていう考え方、労働に対しては、先ほど申し上げましたように、様々な皆さんが副業的なところの中で参画できるっていう仕組みをつくりながら、一方では、農業研修生のように新たな就農先の皆さんを育てていくっていう複合的な考え方というところを構築していく必要があるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） そういう思いをしっかりと伝えていただきたいと思うんですけども、ちょっと現実的な話をしたいと思います。利用権設定をするときに、先ほど町長もおっしゃいました、私もそう思っております。田んぼの状況が悪い、要は条件が悪い田んぼですね。これを例えば暗渠排水をすれば作ってもいいよというようなときに、やっぱりその支援策として考えられるのは、ちょっと調べたら、農地中間管理機構の農用地等利用条件改善事業というものがあるようでございます。県、あるいは農地中

間管理機構、このような、この事業で、多分恐らくですけども、これは大きな圃場整備的な、大きな事業のことなのかなって思ったりもするんですけども、これが小さな現状の田んぼ、例えば1反でも2反でもいいけど、その田んぼに対しての支援とか、農道をちょっと水路を整備するとかいうことが、利用権設定をするときの条件として使われたことがあるかどうか。要は、ずっと農業をやってて、うちの田んぼ、ちょっと排水が悪くなったけん直すわいやと、そういうのはもちろんあるんですけども、そういう利用権設定に絡めて、農地中間管理機構ですから、そういう実績があるかどうかっていうのをちょっと伺います。

○議長（山本 芳昭君） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 裕次君） 先ほど岩崎議員が御質問でございました、農地中間管理機構の関係の農地の整備事業の関係でございますけども、現在、中間管理機構のほうでそういった事業の内容が整備されておるということは認識をしておりますが、日南町内でこの事業を行ったということは、私の認識の中ではございません。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） そうなりますと、今、町でやっております助成支援ということで、農林業生産基盤整備事業、しっかり守る交付金の事業であります。これあたりが活用されておると思うんですけども、これは一般的な、先ほど申し上げましたように、既に作った方が自分のところを直すというはあるんですけども、利用権設定をするタイミングにおいて、ああ、ここ直してもらったら受けるよとか、ここを直すけん、受けてごせと、そういうようなタイミングで使われたということはありますか。実は、建設課のほうから事前にその補助事業の活用状況の一覧を頂いております。そこら辺りをちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 資料のほう提供させていただいております。内容としては、用排水路の整備でありますとか暗渠排水ということで、ただ、これは基本的には御自分が作られるとか、それから、受けたところをされるとか、そういったところで、今から出すので前もって整備ということは、あまり状況としては聞いてないというのが現状です。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） そうだと思います。と言いますのは、やっぱりこの事業、私、ちょっと思うんですけど、実際に農家を対象として、その基盤整備、簡易な整備をする。なぜこれが建設課に事業としてあるのか。ほとんどこれ、ハード的な支援の仕組みなんですけども、農家の状況、田んぼの状況を知ってるのは農林課、農業委員会ですよ。何でこの事業が建設課にあるのかっていうこと自体が私はおかしいと思います。ちなみに、今、この事業について、建設課と農業関係の課との連携、情報の交換というのはできておりますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 前段の担当部署のお話がありましたけども、基本的にはしっかり守る農業についての事業については、補助率も最近上げましたっていうことで、できるだけ使いやすいついていうか、そういう形に変化をさせていただいております。ただ、内容につきましては、やはり様々な分野で、どちらかというとハード的な内容が多いというふうに思ってます。ですから、具体的に地域の皆さんがされるケースであったりとか、あるいは原材料を支給するやり方だとか、様々なやり方があるというふうに思っています。そういった意味で、具体的な内容が適切かどうかという判断の形を確認ができるのは、やっぱり建設課ではないのかなというふうに思っております。ただ、内容が農地っていうところでありますので、当然農林課っていうか、その部署との連携っていうか、情報確認はする必要があるというふうに思ってますが、ですから、具体的な内容の進捗を図るには建設課のほうが適任だというふうには思ってます。今後もそういう考え方を持っていますが、建設課と、あるいは農林課との関連性については、これからやっぱり情報共有はさらに必要だというふうには思ってます。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） やはり政策での、何ですかね、次、今できてないところをいかにやっていくかということで、さっき具体的な話を出したんですけれども、やっぱりそれっていうのは農家、あるいは土地持ちの農家・非農家であったり、あるいは経営体、担い手の方、そこでの農地の引継ぎが、耕作がうまくできてないというのが問題であり、そういうのを、問題が発生するのはやっぱり農のほうなんですよね。その対策として手段として整備があるということなんで、やはり農家としてはどっちに相談するかいったら農ですよね。予算がつく、つかないは役場の中の話なんです。恐らくもう9割方、農の世界ですよ、今の事業の中身はですね。ですから、やっぱりここんところはもうちょっと、町長、しっかりと情報を得て実行するという一つの流れをスマートにするという意味でも、私は農林課で頑張っていたら、農家の方もこの事業をもっともっと利用しやすくなり、活用が図れるんじゃないかと思います。これは町長の考え方なんで、もうこれ以上は申しません。

それと、もう一つですけども、いろんな事業を取り組みながら農地の荒廃を防ぎ、農業の担い手をつくっていくということを行ってるわけなんですけれども、どうしても、何をやってもこれはもう無理だよという田んぼが出てきます。これは現実です。なかなかそういうところがあるということは町としては認めたくない部分ではありますけどもね。実際あります。そこをやっぱり、それがましてや民家に近いような場所であれば、草が生えて、杉が生えて、柳が生えて、こういう姿より、同じやるのであれば、やはり栗を植えたりとか、桜を植えたりとか、杉でもヒノキでもいいです、やはり管理された意味での林地化、そういうものを求めていくのが現実的な話だと思います。実際に農地から林地への転用をして、そういうふうな形で実際にやっている地域とか実例がありま

したら教えていただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 裕次君） 先ほど岩崎議員がおっしゃられました栗、柿等の果樹等に関する植栽に関する転換でございます。農業委員会のほうでの農用地としましては、田、畑と併せまして、そういった果樹等を植えられたものにつきましても農用地、農地として判断をしております。採草放牧地につきましても同様でございます。確かに現状使用がなかなか田畑として困難なものにつきましても、果樹等植えられておられるケースは聞いております。しかしながら、ちょっと全体的な状況等は把握はできておりませんが、毎年のように実績としては出ているということは認識をしております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 今後、地域計画をつくっていく中におきましては、現実なところで、いわゆる守るべき農地と、そうでない農地というのを分けるわけですね、明確に。それに対して耕作者、誰にするかということを進めていくわけなんで、現実的に切り捨てられる農地も出てきます。やはりそれに対応すべき町の対策、施策というものも必要じゃないかと私は思います。

確かに農業の関係とかいうのは、国があり、県があり、町がありという完全な一方通行の中で予算もなるわけございまして、そういう中におきながらも、町独自として、そのような支援策というのにも必要になってくるのではなかろうかと思っております。そこら辺りも、どうでしょうか、助成制度の理解ができてないから言ってるかもしれませんが。けれども、ましてや一般の農家の方っていうのは、どのような制度があるかもなかなか分かっておりませんので、そういうところも含めながら、農業の本当の将来に向けての対応、産業政策と地域政策兼ねたものになると思いますけれども、進めたいと思います。

続いて、ちょっとスマート農業のことについて伺いたいんですけれども、実際、認定農業者等、地域の担い手につきましては、がんばる農家プランというのが中心的にあって、これで機械の整備等、導入等を行っておりますが、最近、令和3年度からですかね、スマート農業の関係で助成する仕組みができました。このスマート農業の事業と従前からありますががんばる農家プラン事業、この関連性というか、あるのか、あるいは全く別なものなのかどうか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） スマート農業の事業とがんばる農家プランになりますと、補助対象が違ってございまして、がんばる農家プランにつきましては、認定農業者を指定しておりますのが、スマート農業でありますと、認定農業者でなくても事業対象となれるというところが一番大きな違いだというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） がんばる農家プランにつきましては、機械を取得したい

場合には計画書、プランを立てて、それが認められてその機械導入ができるという仕組みの助成の仕組みなんですけれども、例えばそこで今年、来年あたりに田植機を買いたい、トラクターを買いたいというような計画がもともとあったとします。そこにスマート農業の関係の助成事業に乗り換えるということも可能なものでしょうか。といいますのが、実質的に入るのは、何ですか、基準というか、計画書があって、それによって、いわゆる機械を導入することによって、面積が増えたり所得が増えたりするという計画を立てて、最終年度にはこうですよという計画を立てるんですけども、そのときにこういうようなもんがぽんと出てくると、何か使ってみたくになりますよね。今あるんですけども、ある計画なんだけども、こっちも使ってみたいという気持ちになるんですけども、そういうのは許されないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 翌年度の事業につきましては、秋頃に予算要求という形で要望調査をしていきますので、その際に、要望調査をした上で、こういった事業でいくのが一番よろしいかというところで、正直、町のほうで調整をさせていただいてるところもございますので、希望される機械がこういった事業であれば入るのかというところを町のほうでもまず精査をして、そのことは地元のほうにも伝えた上で事業化のほうを進めておりますので、当初はこの事業で入れたいなというふうな要望があったかというところはあるとしても、実際、事業の中では、前回、２回目というところで、例えば前回の計画を目標達成していないという場合があったりすると、事業に取り組むことができませんので、その場合、変えるようなことで申し訳ないところもあるんですけども、実を取るというところではありませんが、そのような調整はしているところです。

○議長（山本 芳昭君） ６番、岩崎昭男議員。

○議員（６番 岩崎 昭男君） 農業系の関係はこれくらいで終わりたいと思います。町長も冒頭申し上げられました日南のオーガニックビレッジ、ここら辺りの取組とかも始められるということで、新たな所得も得られるではなかろうかということですし、来年度に向けては、人・農地プランの関係で、農地のやはりこの地域計画の策定という大きな仕事もあります。しっかりと頑張ってくださいと思います。

続きまして、公共交通でございますけれども、この質問をした後、非常に地域公共交通事業調査報告書という立派なものが議会のほうに議員の資料請求によって出てまいりました。非常にうまくまとめられてると、この報告書、思いました。何でこれ、すぐ出されなかったか、議員が資料請求してやっと出てきたっていう何か感があるんですけども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません、提出のほうが遅くなって申し訳ありませんでした。これ、３月３１日に作成ができておりまして、提出のほうが遅くなって申し訳ありませんでした。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 本当に現状をうまく分析して、将来の今の問題点、今後検討すべきところ、こうあるべきだというようなところまで書いてあるのかな。もうこれ、全てかななんて感じで評価をします。

中で、アンケートの利用実績のある方ってということで249人にアンケート等を取られてますけれども、実際に利用者登録をされた方の人数っていうのは何人だったんでしょうか。今、現状、何人いらっしゃいますか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 今現在でございますけども、町内全体で1,115名の方が登録のほうをされております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） かなりの方が登録をされているということで、ドア・ツー・ドアのデマンドバスの運用というのは非常に重要な位置づけになるかと思います。やはりその中で乗降場所が要望に添えなかったということで、最初は100人以上あったんですけども、精査した結果、結局52人が自宅からちょっと遠いとこの乗降場所まで行かにかいけんということですけども、一番自宅から乗降場所までが遠い方っていうのは、何メートル、何百メートルでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 本当にこの52名の方、状況それぞれ違いますが、やはり一番遠い方は100メートルを超えるような方もおられるのが実態でございます。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） それと、最後のほうに書いてありますけれども、方向性としまして、言葉ではどうだろうか、何か緩やかな組織化とか、組織体SPCによる運営というようなところで、現在運行されてます共立メンテさん、多里のNPOさん、日南交通さん、そしてその他・今後というところがございます。その他・今後というのは、これはどういう位置づけの事業者になるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません、ちょっとはっきりとした書き方にはなっておりませんが、その書き方としては、いろいろな形態がこの先想定されるものと考えております。今、既存の委託しております事業者様で合同で1つの会社をつくるような方向性もちろんあるでしょうし、全く別の形での1つの事業体が今後担っていく可能性もちろん秘めていると思います。町としましては、現在、3者の事業者様に委託のほうしております。ただ、これが1つになりますと、オペレーションですとか、そういったところの効率化も図れますので、引き続き検討のほうしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） さっきの 3 者プラスその他、その他、今後というこの組織、会社なのか地域団体なのか分からないですが、これは何を示していच्छいますか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません、その中には、今後、ひょっとすると交通空白地有償運送で新たなところが出てきたりだとか、そういったところも想定されますので、すみません、その他というような書き方で表現のほうをさせていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） アンケート結果を見ましても、やはりいろいろないわゆる小回りが利くような形でのところを誰も望みます。やっぱりそこは町が主体となって動く、こういうデマンドバスの運行と、やはり NPO さんがやられるような小回りの利く、地域要望に応えるような仕組みづくりというのが 2 通りあるかと思います。そこら辺をうまく将来のデマンドバス運行に取り入れていただけたらと私も思いますが、多里の NPO さんにやっておられるような形っていうのが、今後、各地域、それ以外の地域にも必要になってくるのかなという感覚も何となしか私も受けます。町長は、いわゆる町営の白タク事業っていうのは、難しいか、あんまり考えてないということなんですけども、まさにそのことなのかなと思いますけれども、あまりにも日野町、江府町の白タクのバスが成功したという新聞記事が出まして、そげにいいもんかと思うわけですよ。それはよその町の話でもあるんでいいんですけども、日南町としてのやっぱりこの調査報告書ですね、これを基にしっかりと利便性の高い町民の大動脈の交通機関としての役割を果たしていただきたいと思います。

続きまして、情報化の関係でございます。すみません、もう一つ忘れておりました。1 つ言うとかないけんことがありました。バスに乗車するとき、パセオのところにどんどん車が各バス、何ていうの、方面別のバスがあるんですけども、そのときに、目の悪い方がどこ行きのバスか見えないというようなお話があったりして、運転手さんからどこどこ行きのバスですよという音声で話していただきたいなという声をいただいとるんですけども、本来それはすべきものであるのか、しないものか、どうですか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） バス、マイクついておりませんので、なかなか、ドライバーが声かけをするというのは一つ方法であるというふうに私も考えますし、今、巡回バスなんかはちょっとかなり派手な黄色い色で、ちょっとラッピングまではいきませんけどもしておりますので、できるだけ視覚ですぐに分かるような形が恐らく多分一番皆さんも覚えやすいのかなというふうに思いますので、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 本当に色分けでも、全体が色分けでもすれば非常に分かるかなと思うんですけども、同じような色なもので分からないということもあろうかと思います。やはり利便性の一つにそういうところも、きめ細やかな対応ということもお願いしたいと思います。

情報化のことです。携帯電話の基地局、国のほうはそれこそ不感地域に住む人をゼロにするんだということは完全に以前から言ってるわけですけど、なかなか現実としてならないということで、私もしばらく前から、この携帯電話の基地局のことを町長に必要ではないかということで言うところわけです。5 年度事業もまだ 3 月から進行が全くないということですので、結局、参画する通信事業者も分からないという状況でしょうか。もう一度確認したいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基地局の整備についてですけど、先ほど冒頭回答させてもらったとおりであります、現時点では。ただ、継続した形でこれからやっていきたいというふうに思っておりますが、やっぱり補助金との絡みの中で、規模感だとかの中で、若干可能性がゼロではないというところもありますので、その辺はこれからまた詰めていかないとけないというふうには思っておりますが、冒頭、家庭の中につきましては、基本的には冒頭申し上げましたように、フェムトセルの関連の取組をまずさせていただきながらということをお優先に今は考えていきたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 一番いいのは鉄塔を次々建てて 100% エリアにしているのがあるんですけども、これも予算の関係もあるの、もちろん事業者もあるんですけども、積極的な今後も展開をお願いしたいと思います。

不感地域解消のための別のやり方としてフェムトセルのやり方というのが御提案されて、KDDI と中海テレビとの間で交渉していただくということなんです。KDDI 以外、要は au ですね、au 以外はどうか。

○議長（山本 芳昭君） 少々お待ちください。

今、小学生の方に傍聴に来ていただいておりますが、予定では 45 分までと聞いておりますが、退席をされても結構ですが、よろしいでしょうか。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）退席したら駄目かと思っておられると思ひまして。傍聴ありがとうございました。

それじゃあ、すみません、回答をお願いします。

島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 失礼します。先ほど町長の説明でもありましたけども、KDDI がまず先行して動いております。現在、ドコモでありますとかソフトバンク、あと楽天、こういったところとも協議は行っておりますが、このフェムトセル

取り扱う部署が東京ということもありまして、やはり多少時間はかかっているというところですが。ただ、なるべく早く、auが夏頃からのスタートということになりますけれども、他の3社につきましても、なるべく早いタイミングで御利用いただけるように準備のほう進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） KDDIしかできないかと思っておったら、ほかの通信事業者のほうも使えるということで、家庭内、家の中におけるような解消というのは行われると思います。結構やはり家の中は通じんと、外はぎりぎり入るかなっていうのがあるんですけども、家の中は通じんということがありますんで、その解消には一役買うんじゃないかと期待をしております。あとは利用者の方々にしっかりとPRして、使っていただくようなことを進めていただきたいと思います。

続きまして、マイナンバーのことを伺いますけれども、マイナンバーの、これはいろいろとトラブルがあるんで、1つにはやっぱりコンピューターのソフトウェア、システムのトラブルですね、証明書がコンビニで違うのが出たとかいうのはその類いなんですけども、やはり問題なのは人的なところですね。それ以外の、特にマイナンバーカードのポイント付与の関係で、行政も力を入れてマイナンバーカードの取得をしていただいたわけなんですけども、そのときに、登録するための方がお手伝いに来ていただいて、職員の方もやられたんですけども、そのときに誤った情報を登録して、ひもづけが誤った形になってるというのがあります。

その確認の方法ですけども、例えば今あります保険証の関係、保険証の関係っていうのは、いわゆる保険者、日南町では日南町の国保とか国保連合会なのか分かりませんが、やっぱりそういうところが誤った登録をしたということになるわけなんですかね。どういう、もう少し、マイナンバーカードと医療保険のマイナンバーがうまく連携できなかった、要は保険者のほうが誤ってマイナンバーの登録をしたということのような理解でよろしいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 保険証の、マイナ保険証につきましては、保険者のほうが、この方がこのマイナンバー保険証ということで登録のほうをしております。このたび保険の登録につきましては、保険者のほうがマイナンバーの登録間違いということで起こっております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） じゃあ、日南町の国保に関しては問題がないということで、住民課長、よろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 日南町の国保のほうでは間違いありません。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） ちょっと時間がなくなりましたけれど、A I のことにつきまして伺います。

C h a t G P T、これにつきましては、全国の知事の方とか、市長の方とか、すぐに使うとか使わんとかいうことで結構盛り上がったりもしました。平井知事のほうも早々とこれは使わんぞということを表明されてましたけども、先日の新聞では、使い方の検討をして、ガイドラインを定めて運用をするという方向を出されました。新しいものがあると、やっぱりそれに対するリスクもあると思います。その仕組みというのをしっかりと勉強をされて、D Xの推進チームですか、そういうところでやられたと思うんですけども、町長、C h a t G P T、使われたことがありますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 私自身は使ったことはありません。ただ、三役の皆さんとの話合いの中でちらっと話を聞いたりとか、リスク的なところのこういう一般的な情動的な収集っていうのはしとりますけれども、現在はそういう状況であります。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） デジタルを政策として出されております。自らがこういうところは使っているか、悪いか、ここは使えるんだというようなところも判断の材料にさせていただいて、日南町の情報化を率先して進めていただきたいと思います。

ということで、私の一般質問のほう、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） 岩崎昭男議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からいたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

執行部より発言を求められていますので、これを許します。

出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 失礼します。昨日、荒金議員のほうから質問いただいております日南町障がい者等の外出支援事業の追加の説明のほうをさせていただきます。

昨日ありましたところで、新しく障がい者等外出支援事業についてですけれど、複数での利用が可能かということの御質問でした。

タクシー事業者につきましては、乗り合わせての利用は可能ということで御案内をさせていただいております。福祉有償輸送につきましては、昨日の答弁もありましたけれど、会員ということがありますので、付添いの方については同乗可能としておりますが、

乗り合わせという形の利用はできないということになっております。以上です。

日程第2 報告第1号

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、タブレットの議案書ファイルをお開きください。
2ページから6ページ。

日程第2、報告第1号、令和4年度日南町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 報告第1号、令和4年度日南町繰越明許費繰越計算書についてということで、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、令和4年度の日南町繰越明許費繰越計算書のほうを別紙のとおり本会議のほうに報告をするものでございます。

内容についてでございますが、議会のほうで繰越承認いただいた案件が17件ありました。そのうち、実質の繰越額ということでつけて報告をさせてもらっておりますけれども、1件、商工費のほうが年度内のほうで完了したということで、ゼロという実質的な整理をさせていただいております。また、2つの事業につきまして、若干ではありますけれども、議会承認いただいた金額よりも若干減額した形での実繰越額ということで整理をしておりますので、御覧いただければと思います。内容的には、経営所得安定対策事業及び道路新設改良事業というところでの数字の若干の減額をしておるところでございます。

以上、報告のほう終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で日程第2、報告第1号、令和4年度日南町繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第3 議案第49号

○議長（山本 芳昭君） タブレット7ページ。

日程第3、議案第49号、日南町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第49号、日南町印鑑条例の一部改正について。次のとおり日南町印鑑条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

によりまして、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されましたことに伴いまして、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備、いわゆるスマートフォン等ですが、これによります交付を可能とするため、日南町の印鑑条例の一部を改正するものでございます。この改正によりまして、電子証明書を掲載しました移動端末設備、スマートフォン等ですが、これを用いることによりまして、全国のコンビニ等において印鑑登録証明書の取得が可能になるということであります。電子証明書の取得につきましては、マイナンバーカードのほうが必要となります。また、現在ではアンドロイドの端末のみの電子証明書の取得ができる状態でありまして、iPhoneの端末の対応時期については、現在は未定であります。

施行の期日ですが、公布の日からであります。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） この個人番号カード、マイナンバーカードですね、これについては、先ほど一般質問で、私も同僚議員も質問させていただきましたけれども、マイナンバーカードそのものでも安全性が今信頼が揺らいでいるところですが、これにさらにスマートフォンの利用も加えるということについて、その安全性というのはちゃんと確認されてるのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 国が進める事業でありますし、法律のほうが改正されたというところでもありますので、それに準じた形での町の条例の印鑑条例のほうの改正をする内容でございます。

確認したかという御質問ではありましたけれども、法的な流れの中の整備をしておかないといけないのではないかというふうに思っております。そういった、今、昨今のいろいろな事例が発生しとるのはもちろん承知はしておりますけれども、法律の改正ですので、体制的には整えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） スマホを使うということになると、恐らく何かアプリといったようなものを導入するということにもなるんじゃないかと思うんですが、この頃、あれですかね、コロナのときにはC O C O Aが全然使えなかったというような事例もあって、最近では国のつくったものだからといって全面的に信頼できないという非常に残念な状況になっておりますが、このスマートフォンのアプリ、あるいは何かそういう使用できるようにするための、多分ソフトウェアのようなものを使うんだと思うんですが、その安全性というのはどうなんですかね、今の時点で、何ていったらいいんでしょうかね、確認されてますか、しっかりとちょっとその辺を、運用するのは町なので、確認していただけないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 議員の言われる安全性というところを問われると、ちょっとそこについては私のほうから答弁はちょっと難しいですけども、アプリとしてはマイナンバーカードの個人の情報を見るマイナポータルアプリに登録するようになります。マイナンバーカードをスマホにかざしてもらって、マイナンバーカードの暗証番号を入れて登録する形になります。全ての情報ではありませんが、電子認証の機能を登録するということで、スマホのほうでマイナンバーカードの電子認証が可能になるというものでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 分かりました。そのマイナポータルアプリを使うということは分かりましたけれども、それ自体がこれから問題が出てこないとも限らないわけですね。

参考までにお聞きしますけれども、これでもしそのアプリに問題があって、何か住民に不利益があった場合に、その責任は誰が取ることになるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 責任論というようなことだろうというふうにおっしゃられますけれども、今回の分はあくまでも条例上の話っていうか、法的な整備をしていかないと使えないという話もありますので、ただ、現場の中では、そういった具体的な事例が出てくる可能性はゼロではないのかも知らんということは言えるというふうに思っておりますが、ですから、仕組みづくりについては、より安全な形で動いていくっていうことが大事だというふうに思っておりますので、そういった事例がこれから発生するっていうことが仮にあるならば、その対応はしていかないといけないというふうには思っています。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 4 9 号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 9 号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第 4 議案第 5 0 号 及び 日程第 5 議案第 5 1 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 8 ページから。

日程第 4、議案第 5 0 号、令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 5、議案第 5 1 号、令和 5 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、以上、補正予算関係 2 議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第50号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,360万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,066万4,000円とする内容でございます。第2条のほうでは、地方債の変更ということで、第2表の地方債の補正を御覧いただければというふうに思います。

主な内容でございますが、総額4,360万6,000円のうち2,440万1,000円につきましては、いわゆる電力・ガス・食料品等の価格高騰に係る重点支援分として追加内示がありました新型コロナ臨時交付金を活用した経済対策等の計上をさせていただくものでございます。加えまして、その他の事業として、国の制度に基づくシステム改修、あるいは事務経費のほか、必要な町の補助事業の新設や拡充等について御提案をさせていただくものでございます。

主な補正として、歳入のほうですが、国庫支出金として2,560万5,000円、主な内容ですが、1つは生活困窮者の自立支援事業費国庫負担金ということで120万4,000円であります。生活保護及び生活困窮者自立支援事業に係りますシステム改修の経費の2分の1でございます。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2,440万1,000円を計上しております。電力・ガス・食料品等の価格高騰重点支援分として拡充、内示されたもののうち、今回の補正提案させていただく経済対策の財源として計上をしておるものでございます。具体的には、内示の総額でございますが、交付金の6,347万7,000円であります。そのうちの推奨メニューとして3,406万1,000円、低所得者の世帯支援分が2,941万6,000円という内訳でございます。そのうちの内容ですが、総額の6,347万7,000円のうち2,620万4,000円が5月の補正で計上済みでありますし、2,440万1,000円につきましては、今回のほうで計上で上げさせていただく内容であります。残りの1,287万2,000円については、現時点では内部留保という形で、今後の対策のほうの検討を進めながら、対策の内容の補正をお願いする内容でございます。

県支出金のほうが87万5,000円ということで、原油価格高騰に係ります生活の困窮世帯支援事業費補助金として42万5,000円、補助率ですが2分の1です。それと社会保険の加入促進対策事業費補助金ということで45万円ちょうど、補助率のほうは2分の1であります。

次に、繰入金のほうですが、1,652万6,000円ということで、歳出のほうの計算も入れた財源不足を補うための財政調整基金からの繰入金であります。

それと、町債ということで、60万円ちょうどであります。過疎債のハード分として260万円分、日野上の地域振興センターの改修工事等に充当しております。また、過疎債のソフト分ということで、マイナスの200万ちょうどです。新型コロナの交付金

の充当によります財源の繰替え分でございます。

以上、歳入ですが、次に、歳出のほうでございます。

総務費として、地域振興センターの管理事務として250万円ちょうどであります。日野上の地域振興センターの床ですが、いわゆるカーペットでございますが、これを1階の部分、あるいは2階の部分を改修する内容でございます。

税務総務一般管理事務ということで774万2,000円、町税の賦課徴収について事務効率化を図るためのシステム改修の経費でございます。

続きまして、民生費ですが、民生一般管理事務ということで、福祉保健課分でございますが、400万円ちょうどでございます。電力・ガス・食料品等の価格高騰の対策費として、住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり5,000円分のたったもカードポイントを付与する内容でございます。

次に、各種団体補助金及び負担金事務ということで75万2,000円、町の社会福祉協議会への補助金のうち、地域おこし協力隊の活用制度をするということで、地域ボランティアのコーディネーターの人件費相当分についての増額をお願いするものでございます。

生活困窮者自立支援事業ということで85万円ちょうどです。生活困窮世帯の生活支援ということで、年度の当初から実施しております光熱費の助成について、期間延長という考え方のものがございます。1世帯当たり1万7,000円を追加し、現金給付という形であります。50世帯を想定をしておるところであります。県と町の2分の1ずつの財源ということであります。

続きまして、衛生費の予防衛生一般事業ということで170万円ちょうどです。带状疱疹ワクチンの接種希望者に対しまして、接種に係る費用の一部を助成するという内容でございます。

続きまして、農林水産業費の畜産振興対策事業ということで462万8,000円ということであります。畜産農家等を支えるための長引く飼料価格等の高騰に対し、引き続き支援をする内容でございます。

続きまして、商工ですが、商工総務一般管理事務ということで462万円、町民及び地域内の経済支援対策として、たったもカードのほうのプレミアムのチャージポイントですが、5倍デーというところの回数を7月から来年の2月までの間の月2回に増やしていくという内容でございます。また、町外者向けのたったもカードのスペシャルポイントを付与する事業であります。町外者に向けてもそうであります。

次に、企業支援対策事業ということで1,000万円ちょうどであります。エネルギー価格の高騰対策としまして、チャレンジ企業支援の補助事業の対象に省エネに資する設備機械、備品等を追加し、拡充を図るものでございます。

次に、教育費の郷土芸能文化財保護対策事業ということで75万円です。雪害等によりまして修繕が必要となりました町内の指定文化財につきまして、経費の一部を助成し

復旧する内容でございます。

以上、一般会計についての説明を終わります。

続きまして、議案第51号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,989万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,581万2,000円とする内容でございます。

補正の内容でございますが、歳入のほうで繰入金ということで、マイナスですが1,989万1,000円、歳出のほうの減額に伴います国保財政調整基金の繰入金のほうを減額する内容でございます。

歳出のほうの内容でございますが、国保運営協議会の運営事務として4万9,000円を上げさせていただいております。今後の国保の税率の改正に伴います内容を検討するがための運営協議会の開催を増やしていくということの経費でございます。

次に、財政調整基金の積立管理ということで2,017万2,000円ということで、国保財政調整基金積立金の増額であります。

次に、3点ですが、一般被保険者の医療の給付費分、あるいは後期高齢者の支援金分、あるいは介護納付金分等の減額が生じております。いわゆる昨年度の減額の確定があとあります。医療給付費分につきましては、マイナスの3,914万5,000円、後期の高齢者分につきましては59万5,000円、介護分につきましては、マイナスの37万2,000円、それぞれの納付金の確定によります減額がありますので、その歳出の計上をさせていただいてるところでございます。

以上、説明のほうは終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼いたします。私から議案第50号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第2号）について補足説明させていただきます。

議案書ファイルは11ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。上段の過疎対策事業、いわゆるハード分についてでございますが、上限額を4億1,160万円と限度額を260万円増額してございます。内容でございますが、1点目に地域振興センター管理事務が250万円増額、道路維持管理事業が10万円増額でございます。

続いて、下段の過疎地域持続的発展事業、いわゆるソフト分でございますが、限度額を1億5,240万円、200万円限度額を減額してございます。内容でございますが、商工総務一般管理事務の200万円につきましては、国庫支出金へ財源組み替えしたことによる内容でございます。その他、条件等は同じでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第50号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第2号）から質疑を行い

ます。36ページからの補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、タブレット37ページから38ページ上段、地域づくり推進課について質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 37ページ下段の商工総務一般のたったもカードの予算ですが、462万の内訳ですね、負担助成金、交付金の内訳を教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 失礼します。37ページ下段、たったもカード地域内経済循環対策事業が312万円でございます。その下、町外在住者向けカードへのスペシャルポイント付与が150万円となっております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） まず、310万円ですが、5%のスペシャルポイントの、これが7月から2月ということは8か月間、2回あるということで計16回になるわけですが、1回当たり幾らの予算を見ておられるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 今回、通算で20回スペシャル5倍デーができるような、4月から3月までを合わせますと20回になります。このたび4月、5月の状況も踏まえて、今回、1回当たり865万円の試算をしております。

○議員（7番 大西 保君） 1回当たり860万。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 1回当たりのチャージ額860万円で試算をしております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） チャージ額が860万、いやいや、予算ですんでね、金額を教えてください、要するに、その内訳でどれぐらいの、チャージ金額じゃないに、入れる、それ教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません、大変失礼しました。865万円チャージをしますけども、その中で5%皆様に支援させていただきますが、そのうち4%町のほうで試算しますので、865万円の20回の0.04ということで、全部で692万円補助を年間でしたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） では、町外在住者の、これ150万円と言われましたけども、これも例えば5%デーのときに町外の方もチャージできるわけでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 議員おっしゃるとおり、町外者の方でも5倍デ

ーの日にチャージをしていただければ５％分が付与されます。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） ３８ページ、上段、企業支援対策事業ですけれども、先ほどもちょっとお聞きしましたが、別のことで、チャレンジ企業支援の補助事業メニューですけれども、これは確認ですが、農林業は対象になるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 失礼します。農業につきましては、観光農園でありますとか、例えば室内栽培でありますとか、そういったものは対象になりますけれども、普通の農業経営体の皆様がされるものについては対象になっておりません。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） 現在の要綱の別表第９の項目１のところを踏襲されるということだと思うんですけれども、ただ、今回のものについては物価高騰というか、電気代の高騰というか、あるいは省エネということも含めてなのかもしれませんけれども、それは農林業の事業者の方も場合によってはエアコンを買いたいとか、あるいは農作物を保存する冷蔵庫を省エネのタイプのものにしたいとかっていう、そういう要望も可能性としてはあると思うんですけれども、どうなんでしょう、今回の件については農業、あるいは場合によっては林業も対象にしてもいいような感じもしますが、どうお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回はチャレンジ企業という形の中で補助金を発行するという仕組みになっております。議員おっしゃられるように、対象の企業体が含まれてないケースもあるというふうに思っておりますが、今後の在り方として、そういう状況を鑑みながら、あるいは御意見をいただきながら、将来的には今後の話になりますけれども、その辺は前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） ３番、荒木博議員。

○議員（３番 荒木 博君） このチャレンジ企業ですけれども、チャレンジ企業という商工会の関係でいろいろ使った人もおると思いますが、その一番最初の中に必須要件とか、それから選択要件というのがありましたが、それについてはどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） このたびのエネルギー価格高騰対策支援につきましては、必須要件ということで、エネルギー価格高騰により事業に影響を受け、事業活動の回復に資すると判断される内容であることというのが１つの条件として設けてありますし、もう一つ、現在の事業経営を補助事業完了年度から起算して３年以上継続をしていただくという、この２つを必須要件として設けております。

○議長（山本 芳昭君） ３番、荒木博議員。

○議員（３番 荒木 博君） じゃあ、基本的には今までのチャレンジ支援と似たよう

な形態ということですが、エネルギー価格高騰に対してということで、例えば省エネになる設備というので、例えば照明がLEDというのは分かるんですが、このチャレンジ企業というのは車とかパソコンというのは除外になってますが、そのほかのもので具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 現在想定しておりますのは、資源エネルギー庁が省エネラベルガイドブックというものを出版しております、そこに載っておる商品であれば対象にしたいなというふうに考えております。具体的に言いますと、先ほど議員おっしゃった照明器具でありますとか、例えば給湯器でありますとか、そういったものも今回対象にしていきたいというふうに考えておりますし、また、飲食店さんが使われるような冷蔵庫でありますとか、そういったものもこの省エネラベルに対応するものであれば対象としていきたいと考えております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 今いろいろとチャレンジ企業の支援の関係出てますけども、交付要綱案を提出を求めたいですが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 案ができておりますので、また提供のほうさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） じゃあ、提出をお願いいたします。

そうしますと、次に、38 ページ、下段、住民課について質疑を許します。

6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 共通納税科目追加というようなシステムの改修でございますけれども、これは国の進めます自治体情報システムの標準化、これに関係したシステム改修となるものなののでしょうか、または、別なものなののでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 議員の言われるとおりでございます。今年からでありますけれども、軽自動車税、固定資産税、納付書のほうにQRコード出てると思いますけれども、令和6年の4月から、あわせまして、住民税の普通徴収、国保税のほう町のほうの対象になりましたので、そのための改修でございます。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 業務的には基幹系の17業務というところが示されておると思うんですけども、今回、住民税、国保税、この2つが改修になりますが、今、日南町においては、17業務のうち何業務が現時点で完成したか、あるいは取り組むことになるのか、その業務数を教えていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 現時点では、まだ完成のほうしておりません。

これから準備をしていくようになっております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） ということは、今回の住民税と国保税が取っかかりだというふうに捉えてよろしいわけですね。これは国の進める方針の中でシステム改修というような形なんですけれども、財源がありませんけれども、基本的にこれに対しては国の財政的な支援というものがあってもいいんじゃないかと思うんですが、それに関する情報を教えていただけたらと思います。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません、財源につきましてはちょっと確認のほうさせていただきますので、また後ほど報告させてやってください。

○議長（山本 芳昭君） 後ほど報告ですか、財源について。よろしいですか。後ほど報告ということではよろしいですか。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 結構です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、39 ページから 42 ページ上段、福祉保健課について質疑を許します。

7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） 私、一般質問でもしたんですが、39 ページ下段のほうの地域ボランティアコーディネーターの募集要項で、要項を見直して、給与、期末手当、住宅手当を増額するということで、増額 75 万 2,000 円なんですが、増額しない場合の金額は幾らだったんでしょうか。これを前の交付金に足せばトータルの費用が分かるもんで、予算のときの金額を教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） すみません、私、一般質問のときにしたわけですが、そのときにお聞きしたのは、15 万 2,000 円が月報酬、それを 18 万円にするということと言われたんですね。それで私、計算したんですよ。そうしますと、合計しますと、増額して 257 万 6,000 円になるんですが、これで正しいんでしょうかという確認です。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 議員おっしゃられますように、今回の補正で 15 万 2,000 円を 18 万 300 円のほうに増額をさせていただいております。それに付随しまして期末手当であり家賃補助というところもつけさせていただいておりますので、合計額としてはそのようになるというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） そうしますと、この地域おこし協力隊は場合によれば町外であるとかいうのを想定されておられると思いますが、場合によったら町内の方でもよろしいんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 今回のこの募集につきましては、地域おこし協力隊の事業のほうを活用させていただいておりますので、町内の方の活用ではこの制度にはのっとらないというふうに認識してます。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） もしよろしければ、ここの見直しの給与、期末手当とかいいんですが、住宅手当は幾らを見ておられるんですか、月当たり。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） この金額につきましてはといいますか、この事業につきましては社会福祉協議会のほうでの雇用というふうになります。一応想定としましては1万8,700円というところの、全額ではなく、一部補助という形であります。ただ、ちょっとこの金額、まだ社会福祉協議会さんとの協議中でありますので、多少前後するかと思います。

○議長（山本 芳昭君） 9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） 1点ほどお伺いします。今の上段ですけど、家計急変世帯の要件というのは、どういう要件を要求されておるわけですか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 先般の5月議会で、この電力・ガスのいわゆる非課税世帯への3万円給付という事業でありますけれど、これはもともとの事業としましては、日南町としては6月1日基準に日南町に住所を有する方で、非課税世帯であって、課税世帯等に扶養に取られていない方という方を条件にしております。議員おっしゃられます家計急変といいますのは、課税世帯ではあるけれど、今年の1月1日以降、令和5年1月以降に、国の言い方でしますと、のっぴきならぬといいますか、予定していなかったことで、やはり家計が急変したような家庭に対しては、申請をいただいた上で該当としてよろしいということですので、そういった形で御案内をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） 探されるいやあおかしいですが、これは大体簡単に、のっぴきならない事情が発生した世帯というのは探すことが簡単にできるものなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 全ての方が該当になるかどうかということはこちらで自動的に把握するのは難しいというふうに思っております。先般の予算要求のときにも岡本議員のほうからも言っていただきましたけど、広く広報するということも言っていただきましたので、こういった事業で該当になる方は、まず御相談くださいという形で広報していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 9 番、近藤仁志議員。

○議員（９番 近藤 仁志君） 自己申告で福祉保健課のほうに、自分の家庭はこういう状況で家計急変に当たるんじゃないかというような申請も受け付けるということによろしいですか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） そのとおりでございます。

○議長（山本 芳昭君） ６番、岩崎昭男議員。

○議員（６番 岩崎 昭男君） 社会福祉協議会の地域ボランティアコーディネーター、地域おこし協力隊の募集の件ですけれども、これは以前から募集をしていて、なかなか応募がないということで報酬を見直して、また募集をするということになるんですけれども、以前から申し上げているとおり、いわゆる誰がどういうふうに募集するか、要は広く募集をしないと、もちろんこの報酬の額というのも必要だということで前回申し上げて上がったわけなんですけれども、今、社福のホームページ見ても、募集してるということは一つも載っておりませんし、日南町にも載ってない。日南町とすれば補助金を出してるから事業者が募集するのが当たり前だから日南町のホームページに載ってないんかもしれないけれども、いわゆる地域おこし協力隊という位置づけの中で日南町に町外から来ていただくということであれば、日南町のホームページに載せて募集するというようなアクションも必要だと思うんです。もちろん報酬ですね、これの引上げっていうのも重要ですけども、そこら辺りも併せて、これはちょっと直接的な予算執行という意味ではないんですけども、実現化するために一言申し上げたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 町外の方の募集というところで、町内へのお知らせのところが手薄になっているところについては反省したいと思います。答弁にもありましたが、福祉のおしごとバンクということで全国版の県社協が運営しておりますところのホームページ等にも御案内させていただいております。現在、この報酬の見直しもあって、一時ちょっと取下げをしているところもございます。ここが議決いただき次第、報酬のほうも上げてしっかりPRしていきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） ７番、大西保議員。

○議員（７番 大西 保君） ちょっと議長、確認ですけど、４２ページの上段、いいんでしょうか。まだ先ですか。

○議長（山本 芳昭君） ４２ページ上段、福祉保健課、いいです。

○議員（７番 大西 保君） これは带状疱疹ワクチンの予算化につきましては、３月の一般質問で町長にお願いしましたら、本当にありがとうございました。町民の皆さんにまた喜んでいただけたと思いますし、また同僚議員からも質問していただきましてありがとうございました。

ここで確認なんですけど、現時点で、これの町内の皆さん、あくまで予算下りてからの話ですけども、準備はもうされてると思うんですけど、案内のパンフレットとかいうのは

できておるんでしょうか、こういうことですよというような。それ、まずお聞きしたいんで、パンフレットか何か、町内の皆さんにお知らせする。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 現在準備中でございます。来週には完成させたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） 私もちょっと勉強不足かも知れませんが、この带状疱疹ワクチンは2種類がありまして、ここにも1と2と書いてありますが、高額な1回2万2,000円で4万4,000円、2回打たなくてははいけません。そのうち個人負担は5,000円、5,000円、1万円で、要するに3万4,000円補助されるわけです。もうすごいことでございます。これの例えば効果、1回ワクチン打ちますと、私の聞いている範囲では10年間もつんだと聞いておるんですが、そうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 議員おっしゃられますように、現在提供されてますワクチンについては2つございます。先ほどおっしゃられました不活化ワクチンということになりますけれど、それについては2回打たないといけないということですが、効果については、長期予防効果としてはおおむね10年程度というふうに聞いております。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） もう一つ、単価が安いほうという言い方失礼ですけども、1回だけでいいよという場合、単価は幾らなんでしょうか。そして、効果の年数は何年でしょうか、お聞きしたいんですが。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 1回でっていう皮下注射のほうですけど、それが生ワクチンのほうになりまして、日南病院の例でありますけれど、8,300円ということで1回当たりのところ聞いております。効果につきましては、おおむね5年程度ということで確認しております。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） 先ほど言いました内容を、もしこれからパンフレットを作られるというのであれば、特に50歳以上から80歳で3分の1の方がなると言われております。もうテレビでもよくされてますんで、お年寄りにも分かりやすいような広報、パンフレットを配付していただき、今回50人分の予算です。私も何人の方が受けられるか分かりません。ただ、参考に、日野町では120の方が受けられたということでございますんで、本当に皆さん期待しておりますので、まずは町長の英断ありがとうございました。またそれを見守っていきたいと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、42ページ、下段、農林課について質疑を許します。

3 番、荒木博議員。

○議員（3 番 荒木 博君） 4 6 2 万 8, 0 0 0 円という細かい数字まで出ておりますが、いつの時点の頭数というふうに解釈すればいいですか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 今回は、令和 5 年の 4 月 1 日時点の頭数ということで、乳牛のほうは 6 7 頭、和牛のほうは 1 1 1 頭というふうに確認しております。

○議長（山本 芳昭君） 3 番、荒木博議員。

○議員（3 番 荒木 博君） 4 月 1 日以降に生まれた牛は含まれないということになりますよね。おなかに入っとるのも含まれないということですか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） どっかで線引きはしないといけませんので、今回の事業につきましては、令和 5 年度が始まった 4 月 1 日ということで切らせていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、4 3 ページ、下段、教育委員会について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 最後に、説明附属資料にはありませんが、農業委員会、建設課、教育委員会について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 2 号）について、質疑漏れはありませんか。

9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） すみません、質疑漏れというか、確認をちょっとし忘れておりましたけど、教育課の 4 3 ページの郷土芸能の文化財のほうの倒木した木の撤去、それから山門の修理というのを補助するということですが、この見積りの総額はどれぐらいを想定してこの予算を出されたのかお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） こちらの 2 件あります。まず、印賀の樂樂福神社については、大体 5 0 万弱の見積りで、2 分の 1 で 2 5 万円を想定しております。常福寺の山門につきましては、大体 1 0 0 万円の、上限がこの補助金 1 0 0 万円です。2 分の 1 の 5 0 万円を想定して、7 5 万円ということにさせていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 3 7 ページの下段です。もし決まったらお聞きしたいんですけど、町外在住者向けカードへのスペシャルポイント付与ということで、キャッシュバックという形を取るということは先日お聞きしましたけれども、具体的に幾らチャージしたら幾らを付与するのかっていうようなやり方はもう決まってるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 失礼します。チャージをしたらというやり方ではなくて、御利用の金額に応じてのキャッシュバックを考えたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） そうすると、ちょっとイメージが湧きませんが、利用金額、例えば5,000円なら5,000円使った時点でポイントがぱんをつくというような、そういう形を考えておられるということでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） イメージとしましては、例えば町内の加盟店で1万円以上お買物いただいたら、後日にはなりますけども、3割分、3,000ポイントを後日ポイントバックするというようなやり方を考えとるところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第50号の質疑を終わります。

島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません、失礼します。先ほど岩崎議員から御質問がありました標準化の関係でございます。すみません、これにつきましては、国庫補助のほうがございます。今回の住民課の分については交付税の対象になりますけども、20の標準化につきましては、国庫補助のほうでまた今後対応していくようになります。（発言する者あり）

○議長（山本 芳昭君） もう一回、島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません、今回の住民課のものにつきましては、標準化の対象にどうもなっていないようでございますので、交付税措置ということになっております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第50号の質疑を終わります。

次に、44ページ、議案第51号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第51号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第50号、議案第51号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号、議案第51号は質疑までにとどめることに決定しました。

日程第6 令和5年請願第2号 から 日程第9 令和5年陳情第6号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの請願・陳情ファイルをお開きください。

日程第6、令和5年請願第2号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行

うよう政府に求める請願、日程第7、令和5年請願第3号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願、日程第8、令和5年陳情第5号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、日程第9、令和5年陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情、以上、請願2件、陳情2件は、今期定例会までに受理したもので、日南町議会会議規則第92条及び第95条の規定により、タブレット1ページ及び6ページの文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

ついては、今期定例会の会期中に審査を終了され、6月14日の最終本会議には委員長報告がなされるようお取り計らい願います。

○議長（山本 芳昭君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

ついては、6月14日の本会議は、別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いします。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後1時55分散会
